

IV 參考資料

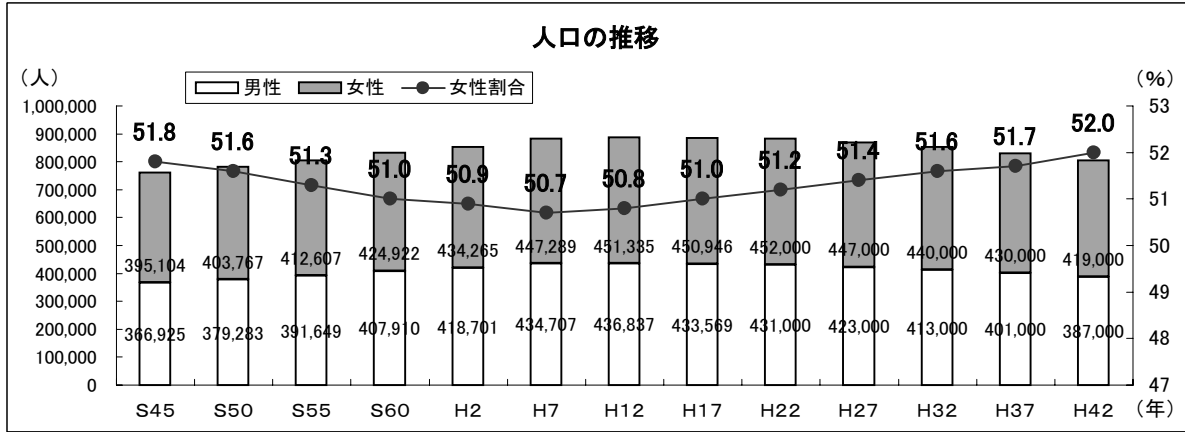
1 男女共同参画に関する国内外の動き

	世界の動き	西暦	和暦	日本の動き	県の動き
		1945	S20	・「衆議院議員選挙法」の改正公布 (初めて婦人参政権実現)	
	・国連経済社会理事会の中に婦人の地位委員会設置	1946	S21	・「日本国憲法」の公布 ・戦後第1回衆議院議員選挙 (女性議員39人当選)	
		1947	S22	・第1回参議院議員選挙 (女性議員10人当選)	・第1回参議院議員選挙(平野成子氏当選)
	・「世界人権宣言」採択 (第3回国連総会)	1948	S23		
	・「女子に対する差別撤廃宣言」採択 (第22回国連総会)	1967	S42		
	・国際婦人年世界会議開催 (メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択 ・「国連婦人の十年」宣言(1976~1985)	1975	S50	・総理府に婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題担当室設置	
国際婦人の十年		1976	S51	・民法等の一部改正施行 ①離婚後の氏関連法の改正 ②婚姻事件の管轄裁判所 ③嫡出子出生の届出順位	
		1977	S52	・「世界行動計画」を受けて 「国内行動計画」策定(~S61)	
		1978	S53		・2月定例県議会 「婦人問題企画推進に関する請願」採択 ・県民生活局に婦人問題担当窓口設置 ・婦人問題庁内連絡会議設置 ・山梨県婦人問題懇話会設置
	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」 (130カ国日本を含む)採択 (第34回国連総会)	1979	S54		・「婦人問題に関する意識と実態の調査」実施
	・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)	1980	S55	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に署名	・青少年婦人対策課を設置 ・12月県議会 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准を求める請願採択
	・ILO総会(ジュネーブ)で「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」 (156号)採択	1981	S56	・「民法及び家事審判法」の一部改正 (配偶者の相続分1/3→1/2) ・「国内行動計画」後期重点目標策定	・「山梨県婦人行動計画」策定 ・市町村事務分掌規則(準則)一部改正 (婦人行政の総合企画及び調整に関することを加え、婦人行政の事務分掌を明確化) ・山梨県女性関係行政推進会議設置
		1982	S57		・山梨県情報誌「ふじざくら」創刊
		1984	S59		・総合婦人会館開館
	・「国連婦人の十年」世界会議開催(ナイロビ) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	1985	S60	・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准	・青少年婦人対策課を青少年婦人課に改称 ・第1回山梨県婦人のつばさ海外研修事業実施
		1987	S62	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(~H12)	
		1988	S63		・初の県議会女性議員に宮沢栄子氏当選
		1989	H元	・学習指導要領の改定 (高等学校家庭科の男女必修等)	・「婦人問題に関する意識と実態の調査」実施
	・国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	1990	H2		・富士女性センター開館
	1991	H3	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定 ・「育児休業法」公布	・「やまなし女性いきいきプラン」策定 ・「やまなし女性いきいきプラン推進懇話会」設置	
・環境と開発に関する国連会議開催(リオデジャネイロ)	1992	H4	・初婦人問題担当大臣誕生	・青少年婦人課を青少年女性課と改称 ・青少年女性課内に女性政策室を設置	

世界の動き	西暦	和暦	日本の動き	県の動き
・国連世界人権会議開催(ウィーン)	1993	H5	・中学校での家庭科の男女必修実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)施行	・やまなし女性人材バンク設置 ・女性いきいきアドバイザー設置
・「開発と女性」に関するアジア・太平洋大臣会議開催(ジャカルタ) ・国際人口・開発会議開催(カイロ)	1994	H6	・総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置 ・高等学校での家庭科の男女必修実施	
・第4回世界女性会議開催(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	1995	H7	・「ILO156号条約」(家族的責任条約)批准 ・「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	
	1996	H8	・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・峡南女性センター開館 ・県女性団体協議会設立
	1997	H9	・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「介護保険法」の公布	
	1998	H10	・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法についてー男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」答申	・「やまなしヒューマンプラン21」策定 ・山梨県男女共同参画推進本部設置 ・やまなしヒューマンプラン21推進懇話会設置 ・やまなしヒューマンプラン21推進旬間設定 ・総合婦人会館を総合女性センターに改称
	1999	H11	・「 男女共同参画社会基本法 」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布施行 ・男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	
・国連特別総会女性2000年会議開催(ニューヨーク)	2000	H12	・男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方ー21世紀の最重要課題ー」答申 ・「 男女共同参画基本計画 」策定	・「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」実施
	2001	H13	・「 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 」(DV法)公布、施行 ・男女共同参画会議設置 ・内閣府に男女共同参画局設置 ・第1回男女共同参画週間	
	2002	H14		・「 山梨県男女共同参画推進条例 」制定 ・「 山梨県男女共同参画計画(ヒューマンプラン) 」策定 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画課設置 ・男女共同参画推進リーダー設置(女性いきいきアドバイザー終了)
	2003	H15	・次世代育成支援対策推進法」施行	
	2004	H16	・「DV法」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」策定	・女性センター(総合、峡南、富士)を統合し、男女共同参画推進センターに名称変更 ・やまなし女性リーダー養成海外研修事業実施(終了)
・第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)(ニューヨーク)	2005	H17	・「 男女共同参画基本計画(第2次) 」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・「 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画 」策定 ・「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」実施 ・やまなし女性チャレンジ支援ネットワーク会議設置 ・やまなし女性未来塾実施
・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催	2006	H18	・「男女雇用機会均等法」改正	・「 第2次山梨県男女共同参画計画 」策定
	2007	H19	・「DV法」改正 ・DV基本方針改定	・「やまなし女性の知恵委員会」設置 ・「山梨県男女共同参画企業懇話会」開催

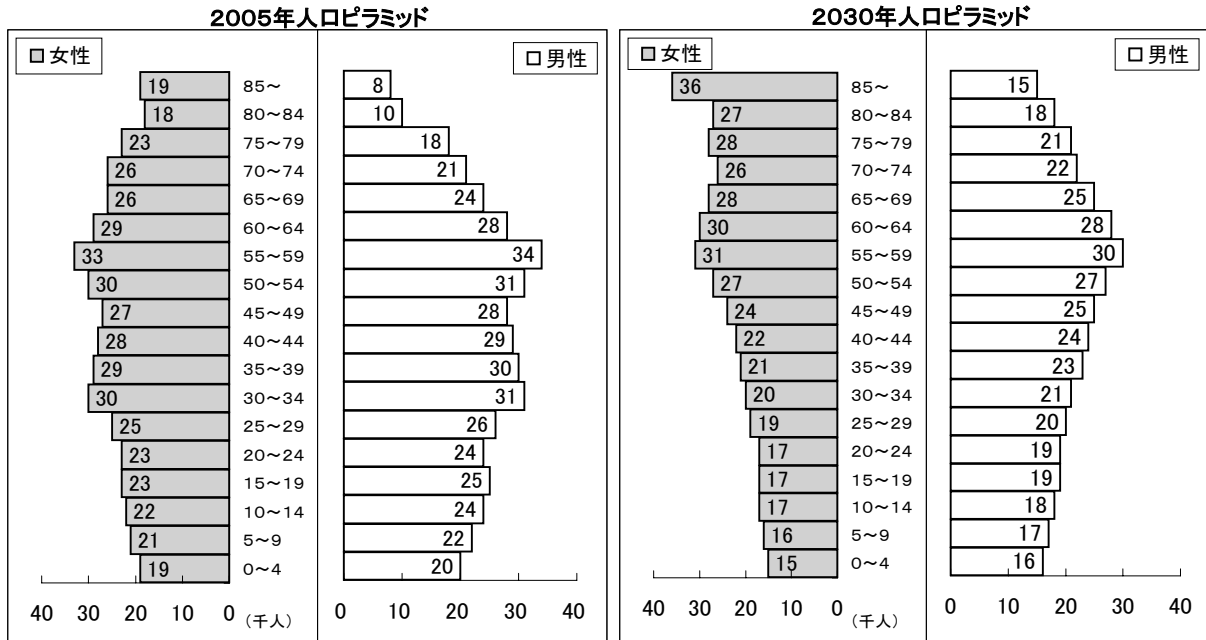
2 山梨県のデータ

人口は、今後減少傾向と推計されていますが、一方で、女性の占める割合は、高くなっていくと推計されています。



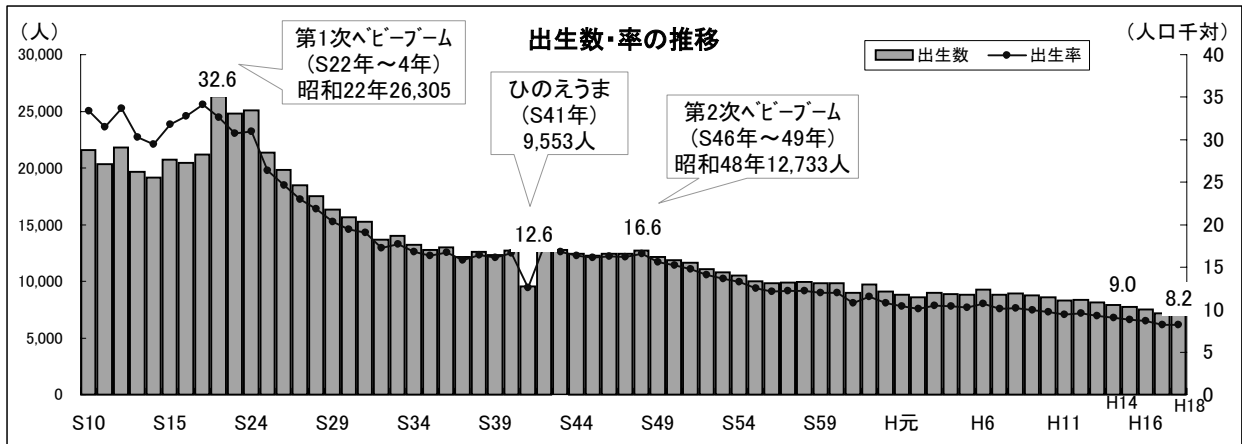
(資料:総務省統計局「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」)

「団塊の世代」及び「団塊ジュニア世代」の年齢層でふくらみがみられます。2030年には、女性の高齢者が増加し、逆ピラミッドに近くなっていくと予想されています。



(資料:総務省統計局「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」)

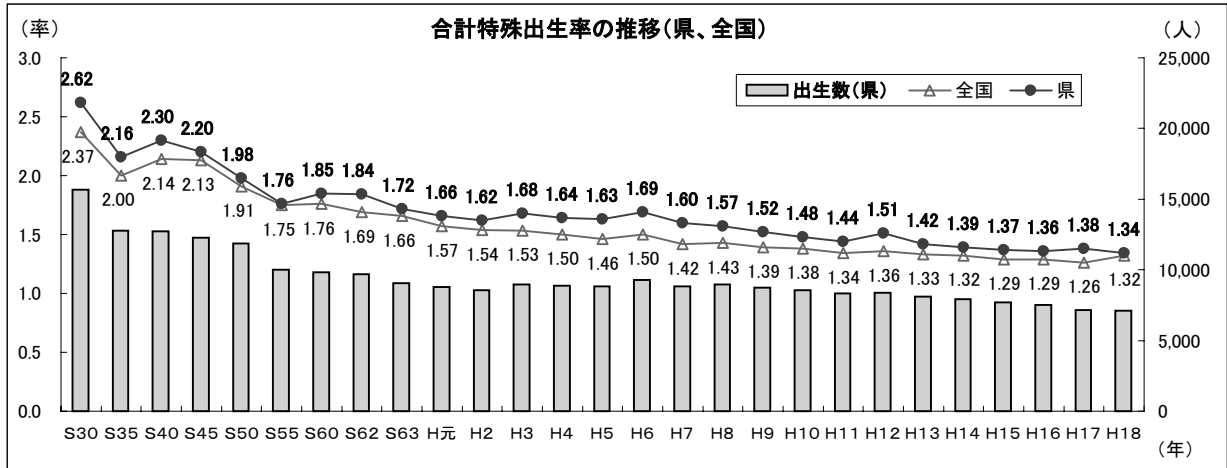
戦後の第1次ベビーブームの昭和22年には、出生率32.6%だったが、昭和25年以降、急速に低下し、ひのえうまのS41年には、12.6%と低かったものの、その後はしばらくはゆるやかに減少しました。第2次ベビーブームの16.6%以降減少が続き、H18年には8.2%となっています。



※出生率 一定の人口に対する1年間の出生数の比率

(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」)

合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に産む子どもの数)が、2.08を下回ると将来の人口は自然減となると言われています。H18年は全国は1.32で、前年の1.26を大きく上回り6年ぶりに上昇しましたが、県は1.34と前年に比べ若干下回りました。

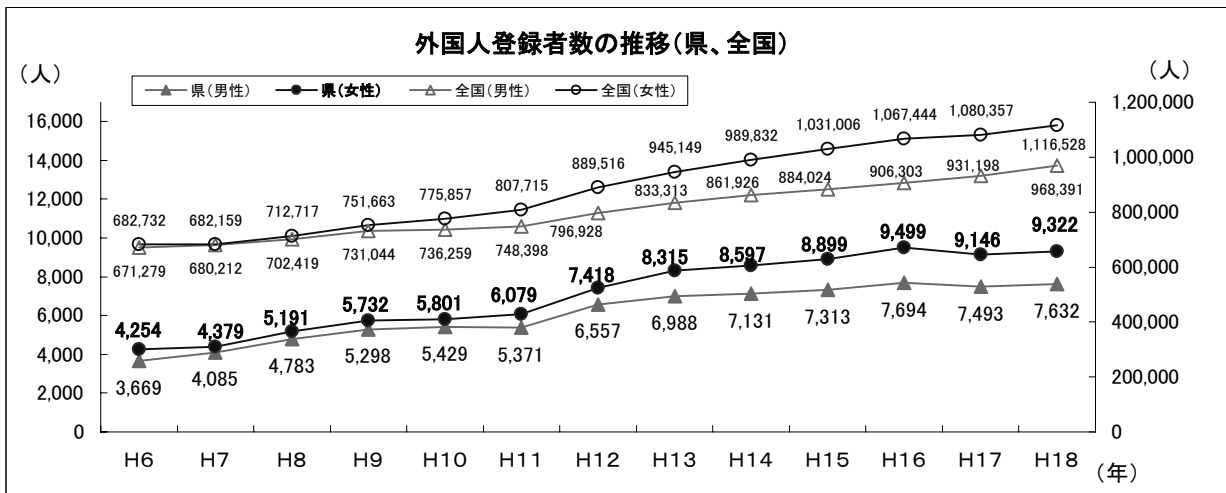


(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」)

※合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。合計特殊出生率=(母の年齢別出生数/年齢別女性人口)×100(15~49歳までの合計)

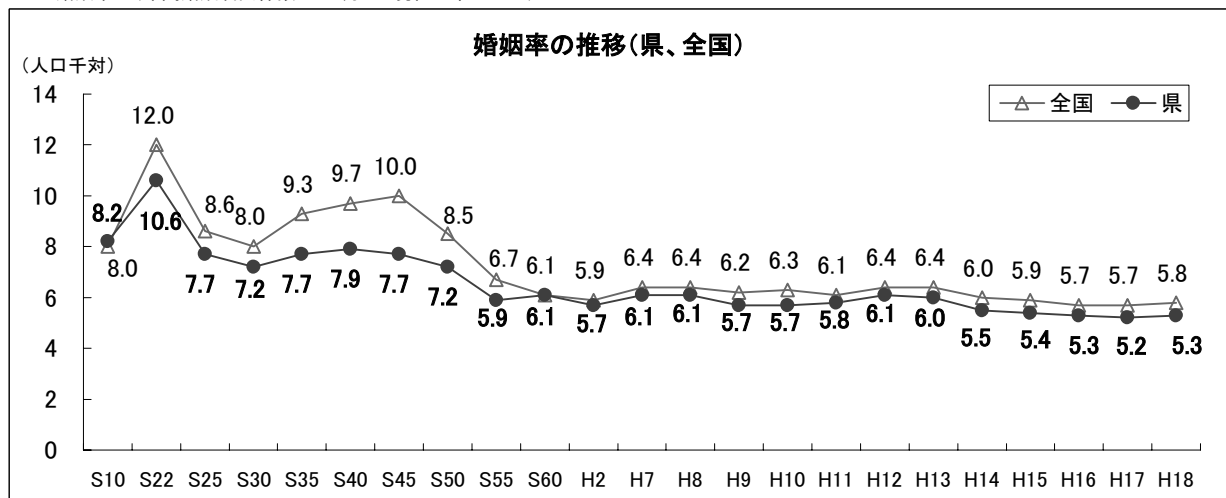
山梨県、全国ともに増加傾向にあります。県は平成17年に減少しましたが、ふたたび増加に転じています。



(資料:法務省「在留外国人統計」)

婚姻件数は、全国で5年ぶり県で6年ぶりに増加に転じました。また、婚姻率も国・県ともに前年を若干上回りました。

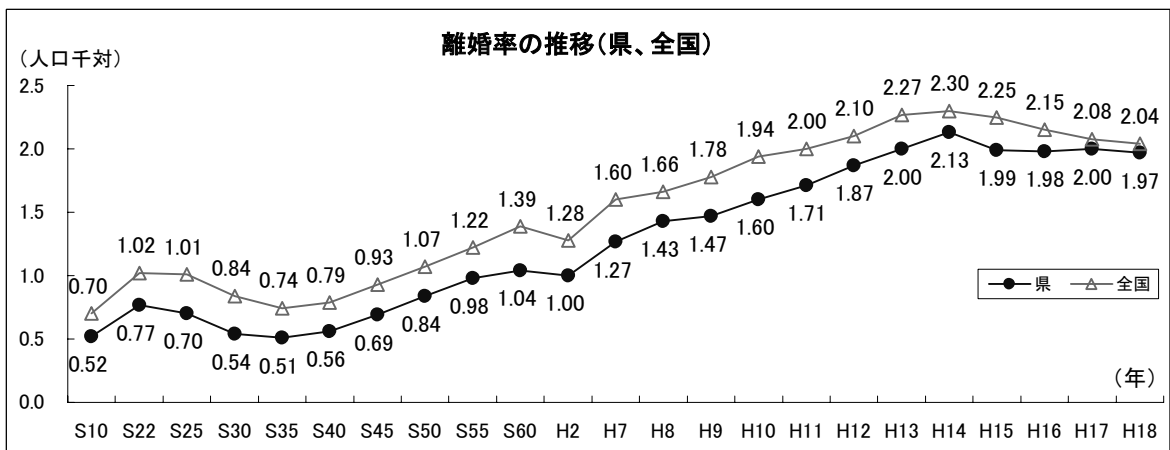
※婚姻率=(年間婚姻届出件数/10月1日現在日本人口)×1000



(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」)

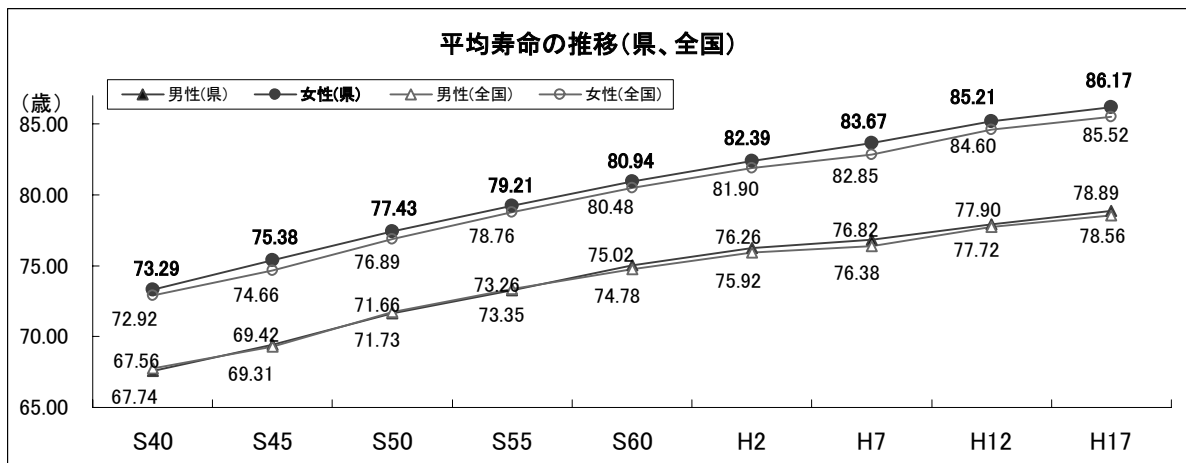
離婚件数は、前年に比べ国・県ともに減少しました。また、離婚率も前年を下回りました。

※離婚率 = (年間離婚届出件数 / 10月1日現在日本人口) × 1000



(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」)

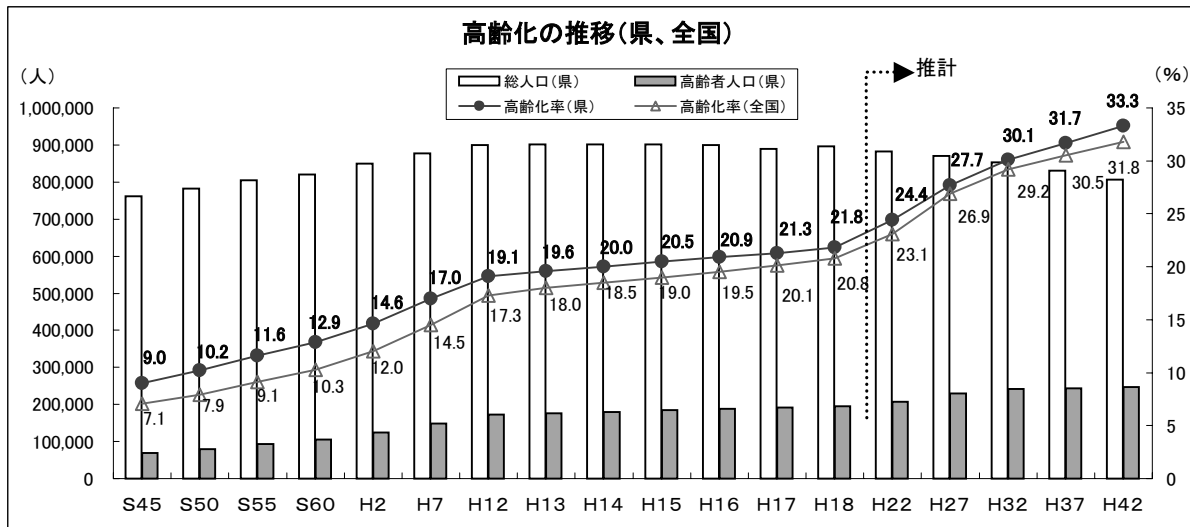
平均寿命は、男女とも全国を上回っていますが、依然として男女差があります。



(資料:厚生労働省「簡易生命表及び完全生命表」)

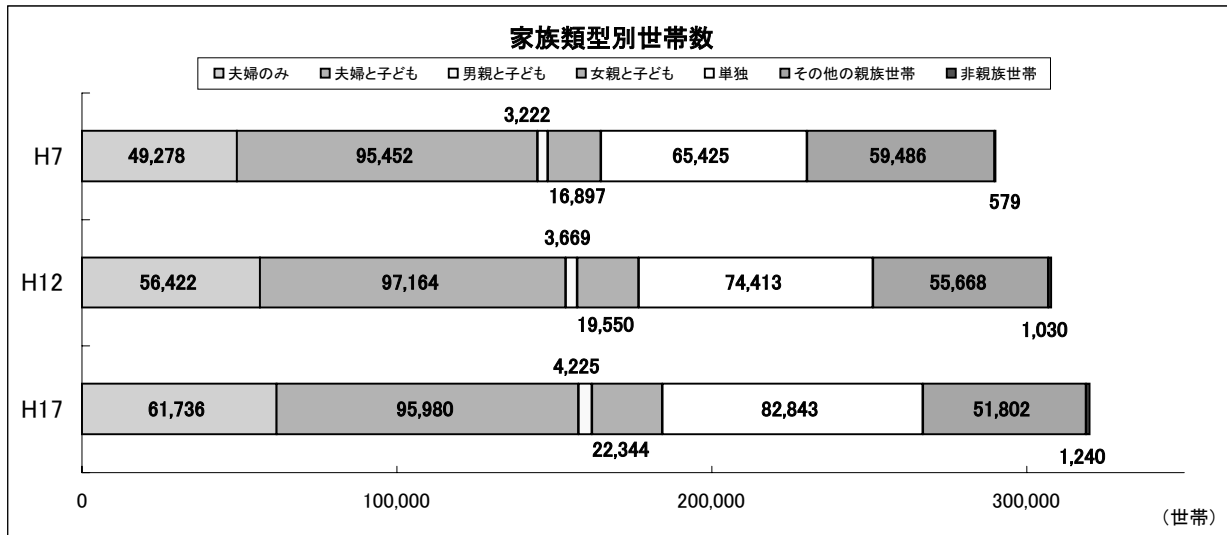
H18年の高齢化率は本県21.8%、全国20.8%であり、依然として本県は全国に比べて高齢化が進んでいる状況にあります。

※高齢化率 = 65歳以上高齢化人口 / 総人口 × 100



(資料:長寿社会課「平成19年度高齢者福祉基礎調査」等)

H7年と比較すると、H17年は、夫婦のみの世帯、男親と子どもの世帯、女親と子どもの世帯及び単独世帯が、いずれも1.3倍となっています。

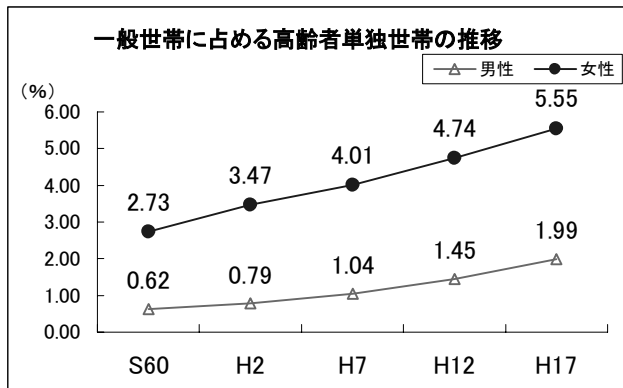


(資料:総務省統計局「国勢調査報告」)

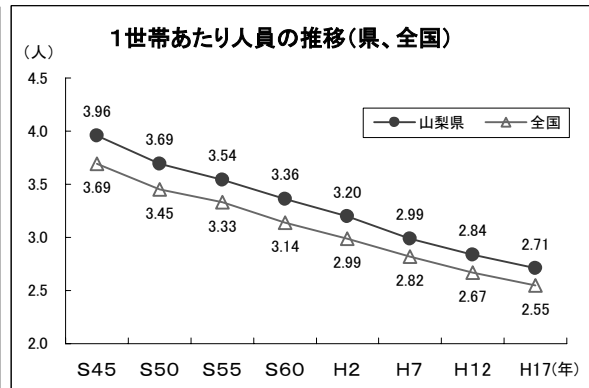
65歳以上の高齢者単独世帯が増加傾向にあり、S60年と比較すると、男性が3.2倍、女性が2倍となっています。

H17年 男性6,367人、女性17,755人

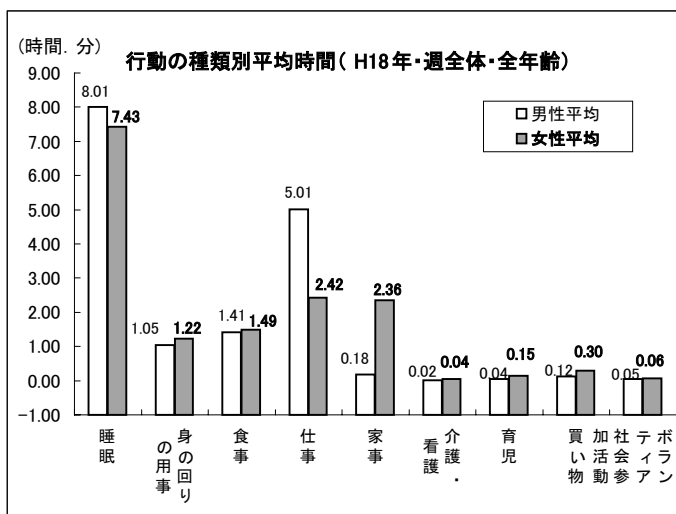
1世帯あたり人員は、全国の数値を上回っているものの、減少傾向を続けており、S45年と比較すると1.25人の減少となっています。



(資料:総務省統計局「国勢調査報告」)



(資料:総務省統計局「国勢調査報告」)



※全年齢=10歳~65歳以上までの全体

(資料:総務省統計局「H18社会生活基本調査報告」)

「仕事時間」

週全体・全年齢の平均仕事時間は、男性が5時間1分、女性が2時間42分となっていて、H13年調査よりも減少しています。

しかし有業者に限ってみると、男性7時間1分、女性4時間59分と、H13年の調査結果(男性6時間30分、女性4時間37分)と比べ、仕事時間が大幅に増加しています。

「家事・育児などの家事関連時間」

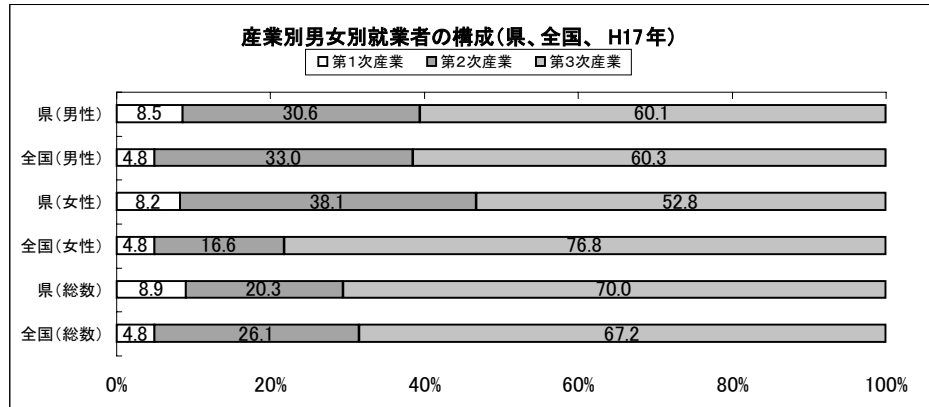
週全体・全年齢の平均家事時間は、男性18分に対し女性2時間36分、「育児」は、男性4分に対し女性15分となり、H13年の調査結果(家事:男性12分、女性2時間40分、育児:男性2分、女性21分)に比べ、いずれも男性が増え、女性が減っています。

家事関連時間(家事、介護・看護、育児、買い物等)を合計すると、男性36分、女性3時間25分となり(H13年調査では男性26分、女性3時間23分)、全体的に男女差が縮小されてきています。

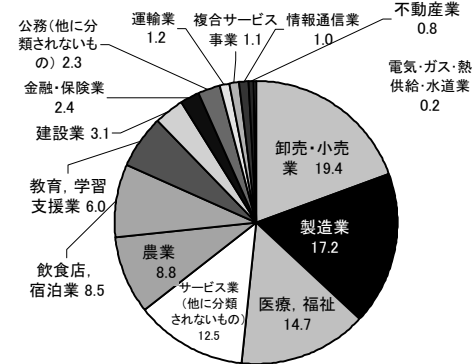
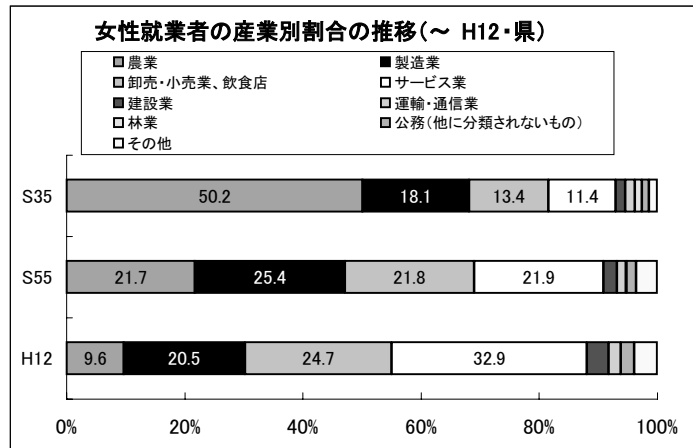
山梨県全体を全国の数値と比較すると、第1次産業と第3次産業の割合が多くなっています。

女性の産業別割合を見ると、S35年には「農業」従事者が50.2%を占めていたのに対し、H17年には「卸売・小売業」「製造業」「医療・福祉」「サービス業」ほかに分散し、多様化してきています。

※第1次産業 農業、林業
第2次産業 鉱業、建設業、製造業
第3次産業 上記以外の産業



(資料:総務省統計局「国勢調査報告」)



女性の産業別就業状況(H17国勢調査結果)

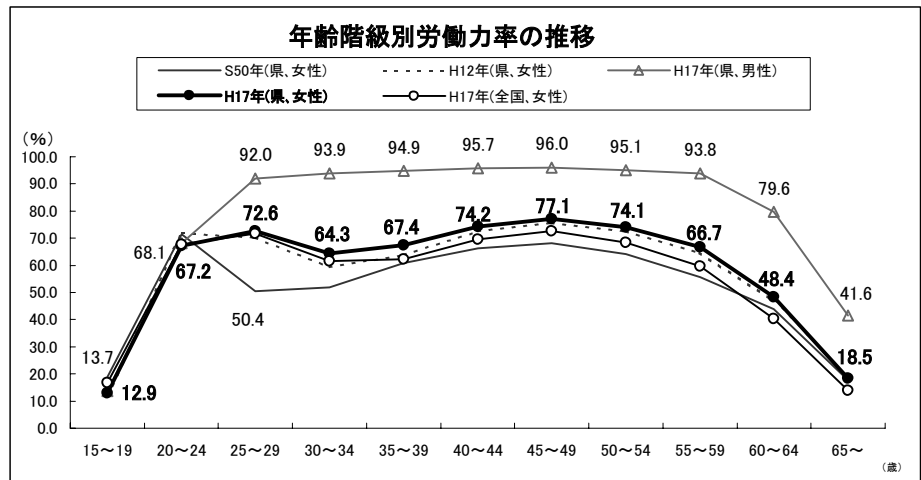
(資料:総務省統計局「国勢調査報告」)

H17年には、25~29歳の女性の労働力率は、72.6%となり、昭和50年の50.4%から大きく上がっています。

H12年度に比べ、女性の30~34歳で4.9%、35歳~39歳で3.5%上昇していますが、依然としてM字カーブを描いています。

全国の数値とほぼ同様な状況にあります。

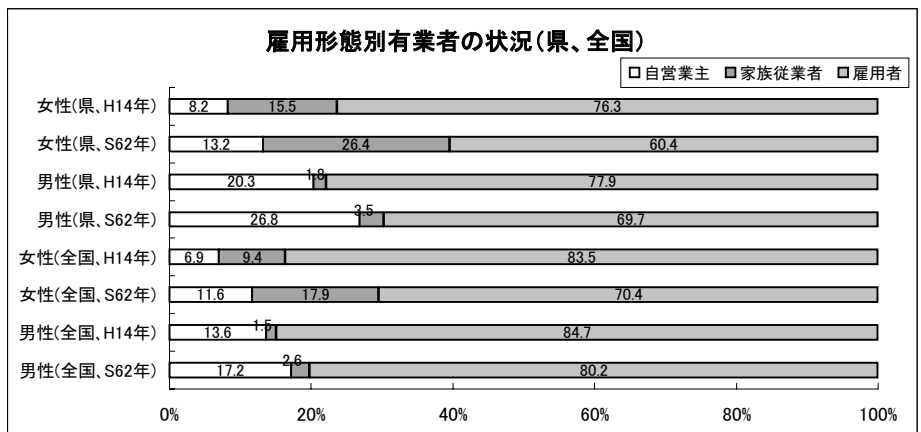
※労働力率
15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合



(資料:総務省統計局「国勢調査報告」)

S62年と比較すると、男女とも「雇用者」の割合が増加しています。

また、「自営業主」と「家族従業者」の割合でみると、男性は「自営業主」、女性は「家族従業者」の割合が高くなっています。

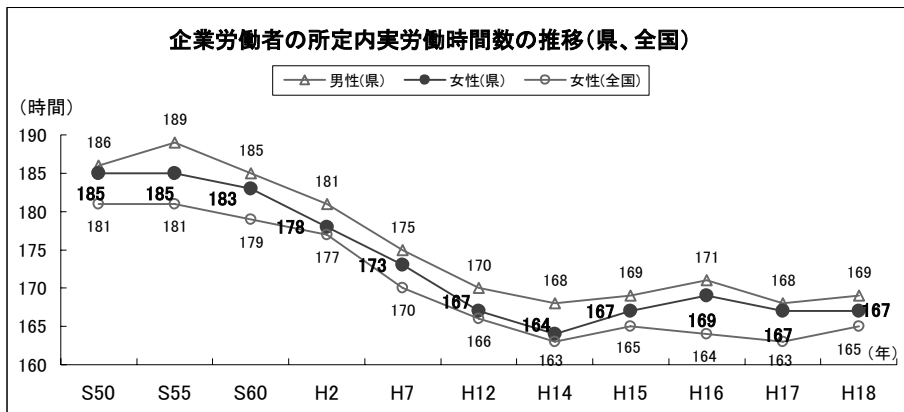


(資料:総務省統計局「就業構造基本調査報告」)

本県、全国ともに減少傾向にありましたが、H14年からH18年にかけては、わずかな増減はありますがほぼ同じ状況です。

※労働者一人あたりの1ヶ月間の平均値

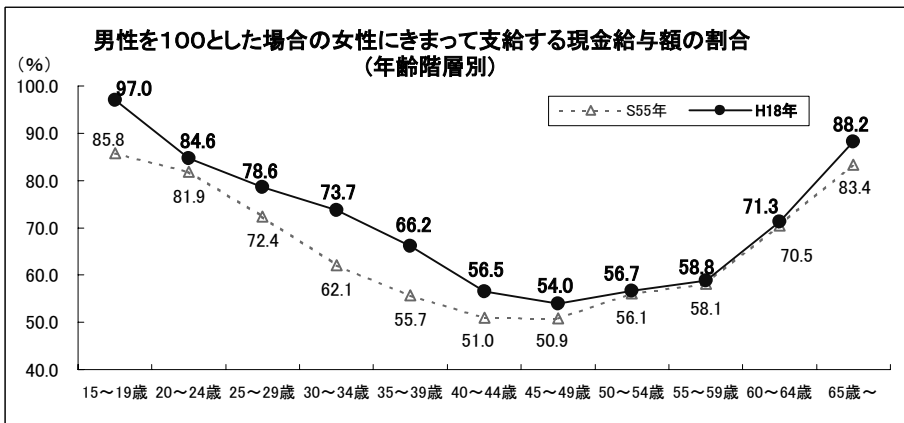
※所定内実労働時間数＝総実労働時間(実際に労働した時間)－超過実労働時間(就業規則等で定められた時間以外に実際に労働した時間数)



(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査報告」)

S55年と比較すると、すべての年齢階層で男性に近づいてはいますが、35歳から59歳までは、男性の7割以下となっています。

※「きまって支給する現金給与額」とは、就業規則等であらかじめ定められている支給条件、算定方法によりその月分として支給される控除前の現金給与額

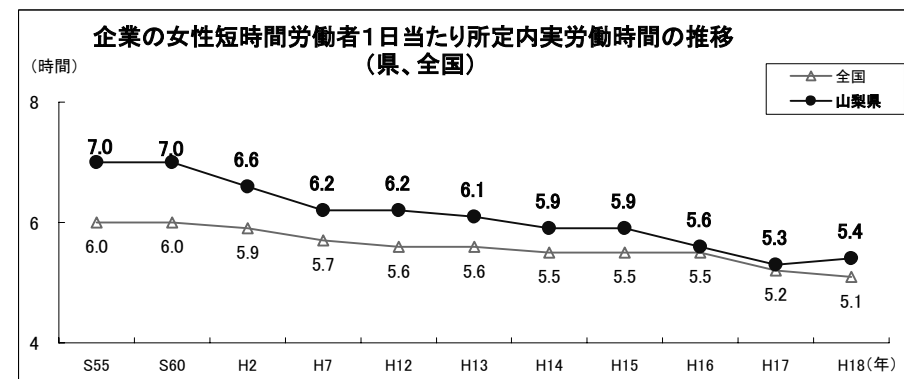


(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査報告」)

本県は、一日当たりの所定内実労働時間が全国より長い傾向がありましたが、H16年から全国と同程度になりました。H18年はわずかに増加しています。

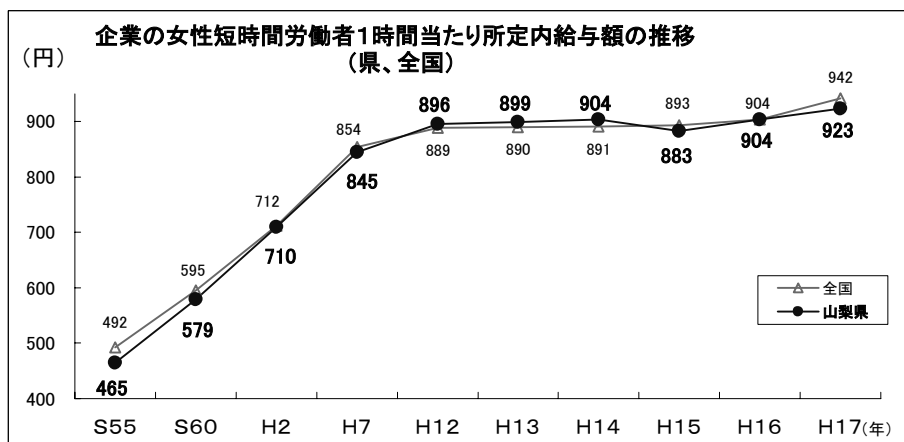
※「短時間労働者」は、H16年調査まで「パートタイム労働者」として調査していたものと定義は同じ

※「短時間労働者」とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者



(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査報告」)

一日当たりの所定内給与額は、H15年は微減しましたが、H16年は微増に転じ、H17年は、全国より低いものの増加しています。



(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査報告」)

3 関係法令

男女共同参画社会の実現をめざして

「山梨県男女共同参画推進条例」

平成14年3月28日公布・施行

平成14年 山梨県条例 第1号

すべての人は、法の下に平等であり、個人として尊重されなければならない。

山梨県においては、これまでも、国際社会や国内の動向を踏まえ、性差別をなくし、男女平等を実現するための様々な取組を進めてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行などが依然として根強く残っている。

また、少子高齢化、情報化、国際化の進展など、社会経済情勢が急速に変化する中で、私たちの山梨を豊かで活力あるものとしていくためには、県民一人ひとりがお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、自立した個人として、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現することが、緊要な課題となっている。

このような認識に立ち、私たち山梨県民は、ここに、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担

等を反映して、男女の社会における主体的で自由な活動の選択を妨げることがないように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画の推進に関する取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第8条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民、事業者、国及び市町村と連携し、及び協力して前項の施策を実施するものとする。

(県民の責務)

第9条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第10条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活等における活動とを両立して行うことができる職場環境の整備その他の男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- 二 前号の大綱に基づき実施すべき男女共同参画の推進に関する具体的な施策
- 三 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ山梨県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の関心と理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて、男女共同参画についての県民及び事業者の関心と理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の促進)

第13条 県は、学校、地域、家庭等における教育及び県民の学習の機会において、男女共同参画に関する教育及び学習の促進のために適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第14条 県民及び事業者の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、6月とする。

3 県は、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる県民、事業者等の表彰その他の男女共同参画推進月間の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

(苦情の処理及び相談への対応)

第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての県民又は事業者からの苦情の適切な処理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為についての県民又は事業者からの相談に対して、関係機関と協力して適切に対応するよう努めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、山梨県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第16条 県は、県民、事業者又は市町村が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自営の農林業、商工業等における就業環境の整備の促進)

第17条 県は、自営の農林業、商工業等において、男女が経営における役割を適正に評価されるとともに、男女が自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保するための就業環境の整備を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第19条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

2 知事は、必要があると認める場合は、県民及び事業者に対し、男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。

(男女共同参画の推進状況等の公表)

第20条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況を取りまとめ、公表するものとする。

第3章 性別による権利侵害の禁止

第21条 何人も、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

一 個人の生活の環境を害する性的な言動又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与える行為

二 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は過去において配偶者であった者に対する身体的苦痛又は著しい精神的苦痛を与える暴力的行為

第4章 山梨県男女共同参画審議会

（山梨県男女共同参画審議会）

第22条 基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について知事の諮問に応じ調査審議し、又は知事に建議を行うため、山梨県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。
- 4 委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 8 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 9 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 10 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 11 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第23条 審議会に、部会を置き、第15条第3項に規定する事項の調査審議（答申を除く。）の一部を行わせることができる。

- 2 部会は、審議会の指名する委員3人をもって構成する。

第5章 雑則

（委任）

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

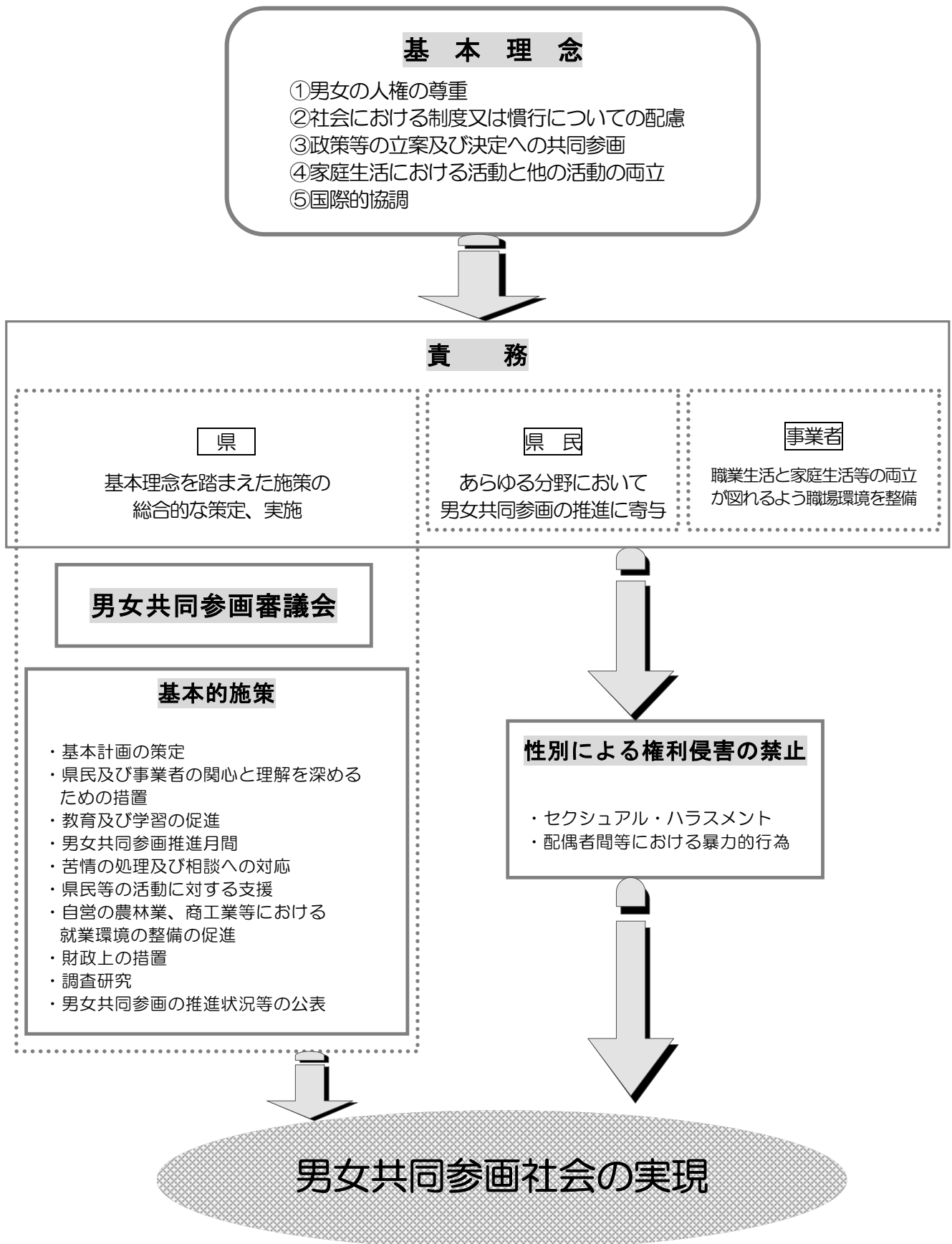
2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により策定された基本計画とみなす。

（附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年山梨県条例第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

男女共同参画推進条例のしくみ



山梨県男女共同参画計画

策定年月 平成14年2月
計画期間 平成14年度～18年度

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の基本的考え方
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 計画の構成

第2章 計画策定の背景

- 1 世界の動き
- 2 日本の動き
- 3 山梨県の取組
- 4 本県の男女を取り巻く社会環境の変化

第3章 計画内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を形成するための意識改革

男女共同参画社会の基礎となっている理念は、男女が性別、職業などにかかわらず、誰もが人として尊重され、生きる権利を確立することです。我が国では、昭和20年(1945年)の女性参政権の実現、昭和22年(1947年)の日本国憲法への男女平等原則の明記(14条・24条)を経て男女同権への足がかりができました。

それから半世紀がたち、今日の女性の地位は着実に向上してきました。しかし、「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」(山梨県：平成12年)によると、家庭、地域社会、職場など、ほとんどの分野で「男性の方が優遇されている」と、不平等を感じている人の割合が男女ともに多くあります。社会の仕組みや慣習の中に根強い男女の役割分担意識があり、その結果、現在でも人々の行動に差別や偏見が残され、女性を家庭に束縛したり、主体的な生き方を妨げている要因ともなっています。

こうしたことから、性別に基づく固定的な役割分担意識を是正するために、あらゆる機会に啓発・普及活動を行い、社会全体の気運の醸成を図るとともに、男女平等に根ざした教育が幼い時から家庭、学校、社会において行われる必要があります。

また、平成12年(2000年)6月に開催された国連特別総会「女性2000年会議」においては、女性に対する暴力を重要な課題として取り上げ、女性の基本的な人権を侵害する重大な社会問題として、各国は防止に向け立法措置をとることなどを成果文書に盛り込みました。このことを受けて、国においては、「男女共同参画基本計画」(総理府：平成12年12月)に「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を施策の方向に位置付けるとともに平成13年4月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。

今後、男女が一人の人間として尊重される社会づくりに向けて、県民の意識改革を推進する必要があります。

重点目標1 男女平等意識の醸成

<現状と課題>

家庭、地域社会や職場においては、「男は仕事、女は家庭」等の性別による固定的な役割分担意識や、女性を一人前とみなさないしきたりや慣習がまだ根強く残っていることから、女性に対する差別や偏見の是正を着実に進める必要があります。このため、あらゆる分野で人権尊重の理念を根づかせ、性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に向けた県民意識の高揚を図る必要があります。

また、女性が自ら保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識が得られる法識字(リーガル・リテラシー)の推進を図ることも必要です。

さらに、県民生活の中で、人々の意識や行動に大きな影響を及ぼすものにテレビや雑誌、新聞などの

メディアがあります。このメディアには、男女のさまざまな参画の姿が広く伝わる反面、性別役割分担やジェンダーによる固定的な姿、あるいは、女性の性的側面が強調された内容が伝達されるなどの面もあります。表現の自由は保障されなければなりません、メディア自体の自主的な取組を求める必要があります。また、私たちがメディアの発信する情報を的確に理解し、読み解く能力（メディア・リテラシー）の向上を図ることも必要です。

また、県や市町村等の行政機関が作成する広報や出版物の内容が、男女共同参画の理念に沿ったものとなるよう取り組む必要があります。

<施策の方向>

(1) 男女共同参画へ向けた県民意識の形成

- ① 男女共同参画に関わる諸問題について理解を深めるため、「男女共同参画推進月間」には、県民を対象にフォーラムや研修会等を開催し啓発活動を実施します。また、インターネット等の多様な通信媒体を通じて広報活動を推進します。（男女共同参画課）
- ② 男女共同参画の理念が更に浸透するよう市町村長、事業主等を対象としたシンポジウムを開催します。（男女共同参画課）
- ③ 女性の人権が尊重される社会を創るため、憲法をはじめとする国内法令、国際条約等について、誰もが理解しやすい形で広報するなど、理解の促進と活用能力の向上に努めます。また、法令等により保障される人権に関し、正しい知識が得られる学習の場を充実します。（男女共同参画課）
- ④ 男女共同参画に関わる状況や統計調査資料などを取りまとめ、年次報告書を発行するとともに、インターネット等の通信媒体を活用し提供します。（男女共同参画課）
- ⑤ 男女共同参画を推進する活動に積極的に取り組んでいる県民、事業者等を表彰するとともに、これを広く県民に周知し、男女共同参画社会を形成するための県民意識の高揚を図ります。（男女共同参画課）

(2) メディアにおける女性の人権の尊重

- ① メディアなどにおける「性の商品化」や暴力表現が、女性の人権を侵害しているという意識を深め、女性の人権を保障する視点から、「性の商品化」や暴力表現について慎重を期すよう、理解と協力を求めます。（男女共同参画課）
- ② 新たなインターネットなどを含むメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力（メディア・リテラシー）の向上を積極的に働きかけます。（男女共同参画課）
- ③ 性、暴力表現の有害な出版物、コンピューターソフトなどから青少年を保護するため、関係業界へ自主的な規制の取組を促したり、県青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の効果的運用による有害図書類の規制や、地域における環境浄化運動を推進します。（青少年課）
- ④ 男女平等に敏感な視点をもって広報等に携われるよう、行政広報紙等の公的な出版物に関するガイドラインを作成し、関係機関に対して啓発に努めます。（男女共同参画課）

重点目標2 男女平等を推進する教育と学習内容の充実

<現状と課題>

男女共同参画を推進する上で、県民の男女平等の意識形成に向け、家庭や学校、社会における教育の果たす役割は、非常に大きなものがあります。特に子どもが男女共同参画について初めて学ぶ家庭において、男女が協力し合い、家族として責任と社会参画を共に果たしていく姿を見せることが大切であり、このことが理解されるよう親への学習の機会や啓発が重要です。

学校においては、男女平等の意識形成に果たす役割が大きいことから、人権の尊重を基本とする性別にとらわれない男女平等・男女共同参画の視点に配慮した教育の推進や学校運営が重要です。「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」によると、学校生活では、男性が優遇されていると感じている人が6.1%と男女平等の意識の浸透は他に比べ進んでいます。しかし、男女共同参画社会を形成するためには、性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤にした男女平等についての学校教育をさらに進める必要があります。

男女共同参画社会の促進を図るため、各種メディアを活用するなど学習機会を充実し、男女共同参画を進める地域リーダーの育成や若い世代から高齢者まで多くの県民を対象として、男女平等の生涯学習に取り組む必要があります。

<施策の方向>

(1) 学校教育等における男女平等教育の推進

- ① 学校教育においてジェンダーに敏感な視点を組み込み、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての教育の充実を図ります。また、人権の尊重、男女の平等についての人権教育推進校を指定し、教育内容等の実践的な研究を推進します。(私学文書課、義務教育課、高校教育課)
- ② 幼稚園、保育所において、幼児期からジェンダーに敏感な視点に立っての男女平等教育に努めます。(私学文書課、児童家庭課)
- ③ 男女平等に関する理解を深めるため、教職員に対する意識啓発や研修等の充実を図り、学校におけるホームルーム活動や児童会・生徒会活動、学校行事等の運営が性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われることがないよう指導に努めます。(私学文書課、義務教育課、高校教育課)
- ④ 発達段階に応じた性に関する科学的知識や、生命尊重・人間尊重・男女平等に基づく異性観などを身につけるよう、幼児期からの性教育の充実を努めます。(私学文書課、スポーツ健康課)
- ⑤ 進路選択について、生徒一人ひとりの個性や能力に応じ、性別にとらわれず、主体的に選択できるよう指導します。(私学文書課、義務教育課、高校教育課)
- ⑥ 男女混合名簿の導入については、男女共同参画社会をめざす意識を高めるためのひとつの有効な手段であるとの認識のもとに、それぞれの学校等の実情に合わせて推進を図ります。
(私学文書課、児童家庭課、義務教育課、高校教育課)

(2) 家庭等における男女平等教育の推進

- ① 親や親となる男女を対象に、家庭教育の重要性について学ぶ機会を積極的に提供するとともに家庭教育への参画を促進するため、学習の機会や内容を充実します。(生涯学習文化課、社会教育課)
- ② 父親の家庭教育への参加を促すため、家庭教育に関する講座等を開催します。(男女共同参画課、社会教育課)
- ③ 地域社会等における男女平等を推進するため、社会教育等に携わる職員や地域リーダーに対する男女平等に関する研修を充実します。(社会教育課)
- ④ 職場における男女平等に関する認識を深めるため、企業等に向けて経営者や従業員に対する学習機会を提供します。(男女共同参画課)
- ⑤ 県と市町村や教育機関、団体等が連携を図り、性別役割分担によるライフスタイルを改善するための学習活動を支援するとともに、情報提供や啓発活動を行います。(生涯学習文化課、男女共同参画課、社会教育課)

(3) 生涯学習における男女平等教育の推進

- ① 若い世代の人から高齢者など多くの県民に対して、女性センターをはじめ社会教育や生涯学習機関等において、男女共同参画の意識高揚に向けた様々な講座等の学習機会を提供します。(生涯学習文化課、男女共同参画課、社会教育課)
- ② 生涯学習関係職員を対象に、男女共同参画についての理解を深める研修会等を実施します。
(生涯学習文化課、男女共同参画課、社会教育課)
- ③ 各種メディアを活用して広く県民に、男女平等を進めるための生涯学習に関する情報を提供します。(生涯学習文化課、男女共同参画課)
- ④ 各種講座を受講した意欲的な人がその成果を地域で活かせるよう、県や市町村において様々な機会への登用を働きかけます。(生涯学習文化課、男女共同参画課)

重点目標3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

<現状と課題>

女性に対する暴力の問題は、人権尊重の基本理念を踏みにじり、男女共同参画社会の実現を阻害するものです。暴力は誰に対しても決して許されるべきではありませんが、特に立場の弱い女性が暴力を受けている現状から、人権侵害として厳正な対処が必要です。これまで女性への暴力は潜在化していたことから重大な問題としては認識されておらず、男女共同参画社会の実現の大きな妨げとなっています。

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」では、「女性が暴力等を受けた実態と、その対応」を聞いたところ、「心理的いやがらせ」に 8.2%、「身体的暴力」に 5.0%が回答しています。また、対応では、約 30%の人が「だれにも相談しなかった」と回答しています。特に夫・パートナーからの暴力は、被害が潜在化しやすく、積極的な対応が急務とされています。

このため、女性に対する暴力が根絶され、女性が一人の人間として尊重される社会環境づくりに向け、

加害者の取り締まり強化や被害女性への支援体制を整備する必要があります。

＜施策の方向＞

(1) 暴力を根絶するための基盤づくり

- ①女性に対する暴力防止や女性の人権尊重についての社会の認識を高めるため、県民を対象に広報などにより意識啓発を行います。(男女共同参画課、警察本部)
- ②県警察女性・子どもを守るネットワーク及び県犯罪被害者支援連絡協議会などを通じ関係機関の連携を強化し、女性に対する暴力の防止及び被害者支援を進めます。(警察本部)

(2) 配偶者・パートナー等からの暴力の根絶

- ①配偶者・パートナー等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)は犯罪であるとの意識啓発を行い、被害者の早期救済に努めるとともに加害者に対し厳正に対処することにより、被害の潜在化を防ぎ、女性の人権が守られる環境づくりを進めます。(男女共同参画課、児童家庭課、警察本部)
- ②女性の暴力に関わる相談や被害者の救済が円滑に対応できるよう、警察、地方自治体等で構成する関係機関連絡協議会の連携をより強化し、被害者に応じた生活自立が図られるよう支援します。(男女共同参画課、児童家庭課、警察本部)

(3) セクシュアル・ハラスメントの防止対策の推進

- ①職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のため、事業主等の認識を高め、防止対策の徹底が図られるようセクシュアル・ハラスメントの概念の普及啓発に努めます。(男女共同参画課、労政雇用課)
- ②学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のため教員研修の実施や苦情相談体制の整備への取組が進められるよう積極的に対応します。(私学文書課、義務教育課、高校教育課)

(4) ストーカー行為等への対策

ストーカー行為等を防止するため、その根絶に向けた意識啓発、被害者の救済、保護、取り締まりの強化など総合的な取組を推進します。(警察本部)

基本目標Ⅱ 男女共同参画による豊かな社会づくり

男性も女性も一人の人間として尊重され、自らの意思と責任によって生き方を選択し、その個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。しかし、男女の固定的な役割分担意識に基づく考え方や行動が、長い間社会のシステムとして浸透してきたことにより、家庭や地域における慣習や職場における慣行などとして残り、個人の主体的な生き方を制限することにもつながっています。

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」(山梨県：平成12年)によると、「夫は外で働き、妻が家庭を守るべき」という考えに同感する人が37.9%という結果からも伺えるように、本県は性別による固定的な役割分担意識が強い傾向にあります。

このため、日常当然と思っている社会慣行等を性別の偏りにつながるおそれのないように、男女平等の視点で見直していく必要があります。

また、活力ある豊かな社会を創っていくためには、地域活動においても、男女が共に責任を持って積極的に参画していくことや、多様な意見が意思決定過程に反映されることが必要であることから、あらゆる分野において政策や方針決定過程へ、男女が対等に参画することが大切です。

さらに世界に目を向けると、「国際婦人年」を契機として、国連を中心に世界的取組が進み、「女性問題の解決は、国際的に共通の課題である」という認識が深くなってきました。

男女共同参画社会を実現していくためには、今後も国際的な動向を踏まえて、その成果を取り入れていくことが必要です。

こうしたことから「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づき、国際社会の一員として、今後も地球社会の「平等、開発、平和」の目標達成に向けて、国際的な連携・協力を図っていくことが求められています。

重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

＜現状と課題＞

男女共同参画社会を実現するためには、男女の偏りをなくす男女共同参画の視点からも、多様な意見が意思決定過程に反映されることが必要であり、あらゆる分野の政策・方針決定の場へ、男女が対等に参画することが大切です。

しかし、人口の半分を女性が占めているにもかかわらず、県の審議会委員等への女性の登用率は、平成13年6月現在20.8%であり、平成3年6月の11.0%に比べてほぼ2倍になっているもののまだ少ない状況であり、女性の意見が社会に十分に反映されているとは言えない状況にあります。

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」によると、女性があまり進出していない分野への女性の進出を図るためには、「企業・国などが女性職員の採用・登用等に目標を設けること」や、「国や地方公共団体の審議会等の委員に女性を積極的に任命することが必要である」との回答が、男女共に多くなっています。

このため、女性があらゆる分野の政策・方針決定過程へ参画できるように、女性のエンパワーメントを支援するとともに、県はもとより、市町村、関係機関、団体、企業等へも働きかけてあらゆる分野への女性の参画の拡大を図っていく必要があります。

<施策の方向>

(1) 各種審議会委員等への女性の参画促進

- ①県の審議会委員等へ女性を積極的に登用します。(人事課)
- ②県の審議会委員等の選出にあたっては、一部公募制の導入を更に推進します。(人事課)
- ③県の審議会委員等への女性の参画状況を定期的に調査し、公表します。(男女共同参画課、人事課)
- ④市町村に対して、行政委員、審議会委員等に女性を積極的に登用するよう働きかけるとともに、必要な情報提供を行います。(男女共同参画課、市町村課)
- ⑤あらゆる場への女性の積極的な登用を促進するために設置している「やまなし女性人材バンク」の充実を図るとともに、有効利用を働きかけます。(男女共同参画課)
- ⑥各種協議会委員等へ、女性を積極的に登用するよう働きかけます。(男女共同参画課)

(2) 女性職員の登用の促進

- ①県では、女性の能力開発についての取組を更に進め、女性職員の管理職への積極的な登用に努めます。(人事課)
- ②県では、女性教員の管理職への積極的な登用に努めます。(義務教育課、高校教育課)
- ③県の女性職員の登用状況を定期的に調査し、公表します。(男女共同参画課、人事課)
- ④市町村に対して、女性職員の登用促進を働きかけるとともに、必要な情報を提供します。(男女共同参画課、市町村課)
- ⑤企業に対し、方針決定過程へ女性の参画が促進されるよう働きかけます。(男女共同参画課)

(3) 女性の人材育成

- ①女性の審議会委員等への登用促進を図るため、各女性センター等において政策・方針決定過程に参画できる人材を育成するための講座の充実を図ります。(男女共同参画課、社会教育課)
- ②男女共同参画社会づくりを推進するため、先進諸外国における男女共同参画社会形成の過程等の調査研究を支援するとともに、地域の課題を解決するためのリーダーを養成します。(男女共同参画課、社会教育課)

重点目標2 男女平等の視点に立った社会慣行の見直し

<現状と課題>

社会慣行の中には、基幹的な労働は男性が、家事労働と補助的な労働は女性が、というように、労働を性別で分けることや、組織的活動の代表者には男性になるというような慣行が、今なお残っています。

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」によると、本県においては、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えに同感する人が37.9%（全国25.0%）、同感しない人が22.7%（全国48.3%）であり、同感する人が他県に比べて多くなっています。

男女平等・男女共同の実現に優先すべきこととして「居住地区内のしきたりや古くからの慣習を改める」との回答が男性43.7%、女性47.6%となっており、「家庭内のしきたりや古くからの慣習を改める」が男性39.7%、女性43.5%と多くなっています。

このようなことから、家庭、地域、職場等の身近にある慣習や慣行等を、男女共同参画の視点から見直していくことが大切です。そのため、シンポジウムや研修会等を通じて、各種の啓発活動を積極的に展開していく必要があります。

<施策の方向>

(1) 家庭及び地域における慣習の見直し

- ①性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習を見直すため、各種の研修会や講座等を開催します。(男女共同参画課、社会教育課)
- ②長い間地域に根づいてきた慣習について、性別の偏りにつながるおそれのあるものを見直すための広報活動を充実します。(男女共同参画課)
- ③性別による偏りにつながるおそれのある慣習について、県が各市町村単位に置く男女共同参画推進リーダー等を通じて見直すよう呼びかけます。(男女共同参画課)
- ④県民の男女共同参画意識や男女平等を阻害する慣行などについて、定期的の実態を調査し、公表します。(男女共同参画課)

(2) 職場における慣行の見直し

- ①市町村長、事業主等を対象としたシンポジウムを開催し、固定的な性別役割分担意識に基づく職場慣行を見直すよう働きかけます。(男女共同参画課)
- ②企業に対して、職場における男女平等に関する認識を深めるとともに、慣行の中で性別の偏りにつながるおそれのあるものについて見直すよう、経営者や従業員に対する学習機会を提供します。(男女共同参画課)

重点目標3 地域社会への男女共同参画の促進

<現状と課題>

活力ある地域社会を創っていくためには、地域活動に対して、男女が共に責任を持つとともに、積極的に参画していくことが必要です。

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」によると、社会活動の参加状況について、男性は、自治会活動、環境ボランティア活動、生涯学習（文化・スポーツ活動）の分野へ多く参画しており、女性は、福祉ボランティア活動、PTA・育成会活動、消費者活動の分野へ男性より多く参画しています。

また、男性は、社会活動に参加したくても参加できない理由として58.5%の人が「仕事が多忙で時間がないから」と、女性より高い割合を示しています。一方、自治会、町内会等の地域活動の役職者は男性が多く、女性は補助的な仕事という場合も少なくありません。

このような状況からも、男性はこれまでの仕事中心であったライフスタイルを見直して地域活動により多く参画すること、また、女性は地域活動の運営等に積極的に参画することが必要です。

このため、男女が共に参画した地域社会活動により、豊かな社会を築いていくための広報や啓発を充実することが必要です。

<施策の方向>

(1) 地域社会活動への男女共同参画の促進

- ①男性の職場中心の意識・ライフスタイルを見直し、地域活動への共同参画が促進できるよう、あらゆる機会を通じて広報・啓発を行います。(男女共同参画課)
- ②自治会、町内会等の地域組織の運営等に女性が積極的に参画し、男女共同参画による地域づくりを推進するよう、啓発活動を行います。(男女共同参画課)
- ③PTA や消費者活動などの地域活動へ男性の参画を促進するよう、意識啓発に努めます。(男女共同参画課)
- ④ボランティアやNPO 活動に関する普及啓発や情報提供を行い、自主的な活動参加の促進を図ります。(県民生活課)
- ⑤地域社会を豊かにしていくために、気軽に、いつでも、どこでも、誰でもがボランティアやNPO 活動への参加が促進されるよう環境を整備します。(県民生活課)

(2) 環境保全活動への参画促進

- ①環境保全に関するフォーラムや環境月間行事等の開催を通じて、環境に対する意識啓発に努めます。(環境活動推進課)
- ②環境アドバイザーを派遣し、地域の身近な環境学習を支援し、活動の促進を図ります。(環境活動推進課)

重点目標4 国際社会を視野に入れた男女共同参画の促進

<現状と課題>

国際婦人年以来、女性問題解決への取組は、国際的な動きと連動しながら進められてきました。

近年は、ますます政治、経済、文化など社会のあらゆる分野で情報化、グローバル化が進展しており、男女共同参画社会の実現に向け、これまで以上に国際社会の取組や成果を十分活用することが重要となっています。

本県においては、海外渡航者や外国人登録者数が年々増加し、国籍も多様化して、身近な環境においてもグローバル化が進んでいます。

こうした中で、国際社会の一員としての責任と役割を果たすためには、国際交流・協力を通じて世界の国々の文化についての理解を深めるとともに、男女共同参画に関する国際的な規範等を施策に反映する必要があります。

また、県内に在住している外国人が安心して暮らせるよう、環境整備を進めていく必要があります。

＜施策の方向＞

(1) 国際社会の情報収集及び提供

- ①男女共同参画について関連の深い条約や、国際的な規範等について、施策への反映に努めます。
(男女共同参画課)
- ②国際社会の一員として、男女共同参画を推進していくという気運を醸成していくため、男女共同参画に向けての国際社会におけるさまざまな取組について、情報を収集し、県民に提供します。
(男女共同参画課)

(2) 国際交流・国際協力活動等への参画促進

- ①女性が自ら企画し、実践する国際交流及び国際協力活動を推進するため、情報の提供や相談体制の充実、更には交流団体相互の連携促進など、民間国際交流・協力の中核的団体である国際交流協会の機能強化を図ります。(国際課)
- ②県民及び外国人が相互に異文化を理解するため、学習会、講座、交流会を開催します。(男女共同参画課、国際課、社会教育課)
- ③国際的視野を持ち、女性の積極的な社会参画と国際交流を促進する女性リーダーを育成するため、海外派遣研修事業を実施します。(青少年課、男女共同参画課、社会教育課)
- ④国際理解と友好親善を深めるための姉妹・友好地域との交流をはじめ、さまざまな国際交流の場への女性の参画を促進し、幅広く国際交流を推進します。(青少年課、男女共同参画課)
- ⑤県内在住外国人が安心して暮らせるよう、多言語による相談及び情報提供を行います。(国際課、警察本部)
- ⑥開発途上国の社会的、経済的発展に寄与するため、青年海外協力隊等への本県女性の積極的な参画を促進します。(国際課)
- ⑦国際的視野と国際協力の精神を養う機会を提供し、国際社会の各分野で活躍できる人材を育成するため、青年国際交流事業への参加を促進します。(青少年課)

基本目標Ⅲ 共にいきいき働きつづけることができる労働環境づくり

少子・高齢化が進展する中で、仕事と育児や家族の介護を両立できる社会の形成が重要な課題となっています。

就業是人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、男女共同参画社会の実現にとって重要な意味を持つことから、男女が共にいきいき働きつづけることができる労働環境づくりが大切です。

女性の年齢別の労働力率は、出産や育児期にあたる年齢層で大きく減少し、育児から手が離れる時期に再就職をするというM字型を描いていますが、女性の労働力率と就業希望率を合計するとM字カーブのくぼみがほとんどなくなることから、出産や育児期にある女性が、就業希望を持ちながらも就業を継続できず仕事をやめている状況があることがわかります。

生産年齢人口が減少する中で、女性の労働力が必要とされていることから、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇を確保し、性別にとらわれない個人の能力に基づく雇用管理の実現を図るとともに、多様な働き方に応じた適正な処遇や労働条件が確保されることが必要です。

また、仕事を持つ男女が、育児や介護の家族的責任を果たすために、育児・介護休業が取得でき職場復帰しやすい労働環境づくりなど、仕事と育児や介護を両立するための支援体制の整備も強く求められています。

さらに、女性が重要な担い手となっている自営の農林業や商工業においても、女性が持てる力を十分発揮し評価される就業環境の整備が必要です。

重点目標1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

<現状と課題>

男女雇用機会均等法の施行から15年が経過し、女性の働く環境は着実に整備されてきました。本県における女性の就業率は、平成12年の国勢調査によると48.9%であり、全国平均の46.0%をやや上回っています。

しかし、「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」によると、職場における男女の不平等感について、男女とも男性優遇を感じており、特に「賃金・給与・昇給」に不平等を強く感じています。

雇用の分野において、実質的な男女の均等な機会と待遇の確保がなされることが重要です。

このため、男女雇用機会均等法等の定着や、事実上生じている男女間の格差を解消する積極的な取組（ポジティブ・アクション）の導入、さらに、女性の就業環境を悪化させ、能力の発揮を阻害するセクシュアル・ハラスメントの防止対策等、就業環境の整備に向けた取組を促進する必要があります。

<施策の方向>

(1) 男女雇用機会均等法の履行の確保

- ①雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇を確保するため、事業主に対し「男女雇用機会均等法」の周知徹底を図ります。（労政雇用課）
- ②事業主に対し、セクシュアル・ハラスメントへの理解を深めるための啓発を行うとともに、事業所内での予防、相談体制の充実を働きかけます。（労政雇用課）
- ③事業主及び労働者に対する就業実態調査を実施し、男女格差の是正や働きやすい環境づくりが推進できるよう事業主に対し啓発を図ります。（労政雇用課）
- ④「男女雇用機会均等法」に沿った雇用管理を推進している事業主の取組を紹介し、法に沿った雇用管理の普及を図ります。（労政雇用課）

(2) 女性の能力発揮のための積極的取組の推進

- ①事業主に対し、女性が能力発揮するための積極的取組（ポジティブ・アクション）の実行を働きかけます。（労政雇用課）
- ②新規学卒者の募集及び採用時に、女子学生に均等な機会が与えられることが徹底されるよう事業主に対する啓発を図ります。（労政雇用課）

(3) 母性健康管理対策の推進

- ①妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導や健康診査を受けるための必要な時間が確保されるとともに、保健指導による勤務時間の変更及び勤務の軽減などが講じられるよう、事業主に対し「労働基準法」及び「男女雇用機会均等法」に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理について周知徹底を図ります。（労政雇用課）
- ②妊娠や出産を理由とし、雇用管理面で不利益な取扱いを受けることのないよう、事業主に対し望ましい雇用管理の在り方や環境整備について啓発を図ります。（労政雇用課）

重点目標2 多様な働き方への支援

<現状と課題>

経済構造の変化や技術革新が進む中で、労働者がその能力を十分に発揮するためには、常に新しい知識や技術の修得が求められていることから、労働者の職域拡大や職業能力の向上を図るための情報提供や職業訓練等の充実が必要です。

また、少子・高齢化の進展による労働力の減少が見込まれる中で、育児等のために退職した人が、再就職によりその能力を発揮していくことが今後一層期待されることから、インターネット等による情報提供や、きめ細かな職業相談等を行っていく必要があります。

さらに、労働者が多様な価値観やライフスタイル等に応じた働き方ができ、育児期等にある人が家族的責任との両立を図りながら職業生活を継続することができる就業環境の整備が必要です。こうしたことから、パートタイム労働者及び派遣労働者に対する適正な労働条件の確保に努めるとともに、在宅就業等さまざまな就業形態を普及させる必要があります。また、雇用・就業形態が多様化する中で生ずる雇用・就業をめぐる労使の紛争を解決して雇用関係・労使関係の安定を図る労働相談等を行っていく必要があります。

<施策の方向>

(1) 職業能力開発と能力発揮への支援

- ①就業者の職業能力の開発及び向上を図るため、公共職業訓練等を実施します。(職業能力開発課)
- ②企業における教育訓練の促進を図るため、企業に訓練費用の助成を行います。(職業能力開発課)
- ③就業を希望する人のために、職業訓練や職業意識の啓発のための講習会等を開催します。(労政雇用課、職業能力開発課)

(2) 情報提供の充実

- ①職業能力開発を希望する人のために、相談体制や情報提供の充実を図ります。(職業能力開発課)
- ②就業を希望する人のために、職業相談や情報提供の充実を図ります。(労政雇用課)
- ③起業を目指す女性に対して、必要な知識や手法に関する情報提供や学習機会の提供を行います。(男女共同参画課)

(3) 就業条件の整備

- ①パートタイム労働者の就業条件の改善と向上のために「パートタイム労働法」の周知徹底を図ります。(労政雇用課)
- ②派遣労働者の適正な就業を確保するため「労働者派遣法」の周知徹底を図ります。(労政雇用課)
- ③フレックスタイム制、在宅勤務、SOHO などさまざまな就業形態の普及に努めます。(労政雇用課)
- ④雇用関係・労使関係の安定を図る労働相談や個別的労使紛争(個々の労働者と使用者との間の労働条件その他労働関係に関する紛争)の「あっせん」制度を実施します。(労政雇用課、地方労働委員会)

重点目標3 仕事と家族的責任の両立支援

<現状と課題>

少子・高齢化、核家族化等が進行する中で、仕事を持つ男女が、仕事と育児や介護などの家族的責任を果たすことができる社会づくりが重要です。

家庭生活と職業生活の両立は、男女共同参画社会を実現していく上で重要な課題であることから、男女共同参画社会基本法の基本理念の一つとして「家庭生活における活動と他の活動の両立」が掲げられています。

特に男性は、従来の職場中心のライフスタイルから職場、家庭、地域にわたるバランスのとれたライフスタイルへの転換が求められています。

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」によると、男女平等・男女共同の実現のために優先すべきこととして、「男性が家事・育児・介護などの負担を十分に理解し、協力する」ことや「職場において家庭を持つ男女が育児・介護休暇を取得しやすくする」ことが必要とされています。

このため、労働時間の短縮を推進する啓発や、保育サービスの充実及び育児・介護休業制度の定着等を支援する必要があります。

<施策の方向>

(1) 家族的責任を有する労働者への支援

- ①「やまなしエンゼルプラン」に基づく、きめ細かな保育サービスや民間の子育てサービスへの支援及び放課後児童対策を充実します。(児童家庭課、医務課)
- ②育児や介護の相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター」の活動に対して支援を行うとともに、広域的利用の観点からの設置や運営の検討を行います。(労政雇用課)
- ③家族的責任を担う男女が、仕事との両立ができるよう育児・介護休業制度の周知と普及を図ります。(労政雇用課)
- ④配偶者の出産時における父親の出産休暇について、育児休業の制度を活用して取得が可能であることを周知し普及を図ります。(労政雇用課)
- ⑤事業主に対し、小学校就学前の子の病気や怪我のための看護休暇の導入を働きかけます。(労政雇用課)
- ⑥育児及び介護休業中の労働者に対する勤労者福祉資金融資制度を充実するとともに、制度の普及を図ります。(労政雇用課)
- ⑦事業主に対する育児・介護雇用安定助成金制度等が活用されるよう制度の普及を図ります。(労政雇用課)
- ⑧労働者の仕事と家庭の両立を支援する事業主の取組を紹介し、その取組の普及を図ります。(労政雇用課)
- ⑨仕事と家庭の両立支援のためのシンポジウムや研修会等を開催します。(男女共同参画課、労政)

雇用課)

(2) 総労働時間の短縮

- ①労働者が職業生活と家庭生活との両立を図りつつ、地域社会にも参加することを可能にするため、時間外労働の短縮を推進するよう関係機関と連携して事業主等に啓発を行います。(労政雇用課)
- ②年次有給休暇と週休日等の組み合わせによる1週間以上の連続する休暇やリフレッシュ休暇制度等の普及を図ります。(労政雇用課)

重点目標4 自営の農林業、商工業における女性の就業環境の整備

<現状と課題>

自営の農林業や商工業に従事する女性は、経営や生産の実質的な担い手として重要な役割を果たしていますが、女性が果たしている役割が十分認識・評価されていない状況もあります。

また、自営の農林業や商工業は家族経営が多く、経営や生産が生活と密接につながっていることから、労働時間や休日等が不明確になりがちです。

農林業や商工業の一層の発展と活性化を図るため、自営の農林業や商工業に従事する女性の役割が正当に評価され、男性と共に経営に参画していくことができるよう、女性の経営参画に対する理解を促進するための情報の提供と啓発を行うとともに、健康で快適に働ける労働環境づくりが大切です。

さらに、農業の分野においては、家族経営協定の締結による家庭内のルールづくりを推進するとともに、農村女性による地域の資源を活用した起業活動などを支援していく必要があります。

<施策の方向>

(1) 自営の農林業に従事する女性の条件整備

- ①自営の農林業に従事する女性の生産技術や経営管理能力の向上を図るための指導を充実するとともに、農林業従事者に対し自営の農林業に従事する女性の経営参画に対する理解を促進します。(林業振興課、農業技術課)
- ②農林業従事者に対し、自営の農林業に従事する女性の果たす役割が正当に評価され、財産管理が男女平等に行われるよう情報の提供と啓発を図るとともに、農業における家族経営協定締結など家庭内のルールづくりを推進します。(林業振興課、農業技術課)
- ③農業委員、農業協同組合理事など方針決定の場への女性の参画を進めるよう、市町村や農業協同組合及び農業従事者などに働きかけます。(農政総務課、指導検査室、農業技術課)
- ④地域の資源を活用した女性グループによる起業活動を支援します。(農業技術課)
- ⑤活力ある地域社会をつくるため、農村女性によるネットワークづくりを推進します。(農業技術課)

(2) 自営の商工業に従事する女性の条件整備

- ①家族経営の中で女性の労働に対し適切な経済的評価がされるよう、自営の商工業者の関連団体を通じ指導助言を行います。(商工総務課)
- ②商工会などに対し、自営の商工業従事者が健康で快適に働けるよう開閉店時間や休業日の設定等労働環境の整備を働きかけます。(商工総務課)
- ③自営の商工業者やその関連団体に対し、生産や経営の方針決定の場へ女性の参画を進めるよう働きかけます。(商工総務課)
- ④自営の商工業者の関連団体に対し、男女共同参画を推進するための情報提供や意識啓発を行います。(男女共同参画課、商工総務課)

基本目標Ⅳ 健康で安心して暮らせる環境づくり

女性の職場進出等にもなあって、家庭における役割分担が見直されていますが、依然として「家事や育児、介護は女性」とする意識は根強いものがあり、さらに核家族化等により、女性の子育てに対する不安や負担が大きくなっています。

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」(山梨県：平成12年)によると、「男女共同参画社会を実現するために、今後、県はどんな点に力をいれていくべきか」の問いに対して、「保育施設・保育サービス、高齢者や病人の介護施設・介護サービスを充実する」を選んだ人が48.4%と最も多く、男性より女性が強く要望しています。

結婚観やライフスタイルの変化等により少子化が進んでいることから、子どもを持ちたい男女が、安

心して子どもを産み育てられるよう、子育ての社会的支援が強く求められています。

また、高齢化が進む中で、高齢者が介護が必要になったときに、安心して介護が受けられるよう介護保険制度の着実な実施を図るとともに、長くなった高齢期が健康で活力に満ちた豊かなものとなるよう、高齢者も地域社会の一員として積極的に役割を担っていくことが求められます。

健康で生きがいを持ち、人間として尊厳を持って暮らすことは、高齢者、障害者を含むすべての人にとって共通の願いです。

このため、一人ひとりが健康で安心して暮らせる環境づくりを推進することが重要です。特に女性は、思春期から妊娠・出産期、更年期、高齢期まで女性特有の問題を抱えているため、生涯を通じての健康と人権を求めたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点に立った健康支援が必要です。

重点目標1 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

<現状と課題>

都市化、核家族化が進行する中で、家庭における育児機能や地域の教育力が低下し、親の子育てに対する不安や子どもへの虐待、学校におけるいじめや不登校などが大きな社会問題となっています。

また、女性の職場進出にともない、子育てと仕事を両立することが重要な課題となってきたことから、さまざまなニーズやライフスタイルに応じた多様で質の高い保育サービス等を充実していくことが求められています。

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」においても、男女共同参画社会を実現するための県に対する要望として、保育施設等の充実が強く求められています。

さらに、ひとり親家庭等においては、育児に対する時間が十分とれないなどの問題を抱えがちであり、また、多くの場合女性は経済的な問題も抱えています。

このため、子どもを産みたい女性が安心して子どもを産み、男性も共に子育ての喜びや楽しみを見いだすことができるよう、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる領域で連携を密にして、情報提供、相談事業、保育事業などの充実を図り、地域ぐるみの子育て支援を推進する必要があります。

<施策の方向>

(1) 多様な子育てニーズへの対応

- ①子どもの個性や発達の状況に応じた保育、子育てと仕事の両立を支援する保育など、さまざまなニーズに沿った低年齢児保育、延長保育、障害児保育、病後児等の一時的保育など特別保育事業を推進します。(児童家庭課、健康増進課)
- ②地域の子育て家庭への支援のため、保育所を地域の子育て資源として活用する地域子育て支援センターやチャイルドセンターの整備促進に努めます。(児童家庭課)
- ③保育内容の質の充実や地域の子育て支援をするため、保育士等職員の研修を行い資質の向上を図ります。(児童家庭課)
- ④昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等に対し、児童館、公民館、保育所、学校等を利用して、放課後に遊びの指導などを行う放課後児童クラブ(学童保育)の設置や、児童クラブ指導員の資質の向上に努めます。(児童家庭課)
- ⑤子育て支援策に関して、インターネットなどを通じて情報を提供するとともに、市町村や保育機関における情報提供の充実を図るよう働きかけます。(児童家庭課、健康増進課)

(2) 子どもを取り巻く環境の整備

- ①乳幼児医療について、「現物給付」による公費負担制度の確立及び児童手当の充実や保育料等子育てにかかる諸経費の軽減を図るよう、国に対して要望します。(児童家庭課)
- ②子育ての不安や悩み、家庭に関する各種相談機関の充実とともに、市町村や関係団体等との連携を密にし、電話や巡回による相談事業をはじめとする相談支援体制の整備に努めます。(児童家庭課、社会教育課)
- ③児童虐待の予防及び早期発見と虐待発見後の対応について、地域の関係機関をネットワーク化して効果的な対応を図るとともに、広報啓発を行い、児童虐待の防止に努めます。(児童家庭課、健康増進課)
- ④児童が健やかに育つ環境を確保するための地域における児童館や児童センターなどの整備促進、完全学校週5日制に対応し、さまざまな体験活動や家庭教育支援に関する情報提供を行う子どもセンターなど、地域ぐるみの子育て支援事業を推進します。(児童家庭課、社会教育課)

(3) ひとり親家庭等への支援

- ①ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、ファミリーダイヤルや母子相談員等による各種相談機能の充実を図ります。(児童家庭課)
- ②児童扶養手当の支給、母子寡婦及び父子福祉資金の貸付、介護人派遣事業やひとり親家庭医療費の助成等を推進します。(児童家庭課)

重点目標2 高齢者、障害者が安心して暮らせる環境の整備

<現状と課題>

本県では、高齢化が全国より早く進んでおり、中でも75歳以上の後期高齢者の3分の2は女性です。

「高齢者保健福祉実態調査」によると、寝たきり高齢者を介護している人の80%近くが、妻・娘・息子の妻たち女性であり、介護者の50%以上が、60歳代以上となっています。このように介護の負担が家族の中でもとりわけ女性に大きくかかってきており、女性の介護に対する負担軽減を図ることが必要です。

このため、介護への男性の参画を促進するとともに、介護保険制度の着実な実施や寝たきり予防及び生活支援サービスの充実など、社会全体で介護を支える体制を充実する必要があります。

また、高齢者や障害者のニーズが反映され、自立しやすい社会基盤づくりに努めるとともに、高齢者や障害者の社会参画の機会の拡大や経済的自立を確保して、安心して暮らせる環境づくりを進めるため、職業訓練や就業機会の拡大、社会全体のバリアフリー化の推進、生涯学習の推進などを行うことが必要です。

<施策の方向>

(1) 介護体制の構築

- ①介護を必要とする人に対し、社会全体で介護を支える仕組みとして創設された介護保険制度の着実な実施を図ります。(長寿社会課)
- ②高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、訪問介護や通所サービス(デイサービス)等の整備を行い、在宅介護サービスの基盤の確保に努めます。(長寿社会課)
- ③地域の高齢者やその家族等に対する「寝たきりは予防できる」ことの普及啓発や、市町村における介護予防の適切かつ効果的な推進のため介護予防指導者養成を行うなど、介護予防及び生活支援サービスの充実を図ります。(長寿社会課、健康増進課)
- ④介護サービスの質の向上のためには、サービスを直接提供する人材の果たす役割が重要であるため、訪問介護員養成研修などにより、介護に係る人材の養成を行うとともに、人材の確保を図ります。(長寿社会課)

(2) 経済的な安定の確保

- ①年金問題、税制問題、消費生活問題等の各種講座を開設します。(男女共同参画課、県民生活課)
- ②シルバー人材センターを充実するなど、高齢者が長年培った技能や経験等を生かした就業機会の拡大を図ります。(労政雇用課)
- ③職業生活の多様化に対応して、高齢者や障害者についてその能力を発揮するために職業訓練や雇用の安定を図ります。(長寿社会課、職業能力開発課)

(3) 高齢者、障害者の自立を容易にする社会基盤の整備

- ①高齢者や障害者が安全で快適な生活が送れるよう、社会全体のバリアフリー化を推進し、自立しやすい社会基盤の整備を推進します。(障害福祉課)
- ②障害者が自らの能力を最大限発揮しながら、主体的に社会参加できるよう、福祉サービスに携わる人材の養成・確保や地域におけるボランティア活動などの推進により、障害者の自立と社会参画を促進します。(福祉保健総務課、障害福祉課)
- ③高齢者が安心して生活できるよう、多様なニーズに対応した保健・福祉サービスの充実、老人医療対策等を推進します。(長寿社会課、国保援護課)
- ④高齢者が、豊かな知識や技能、生活の知恵などを生かしながら、共に社会を支える重要な一員として、積極的に社会参画できるよう、老人クラブ活動や生涯学習の推進を図り、高齢期を生きがいに満ち充実したものとするための高齢者の自主的な活動を支援します。(生涯学習文化課、長寿社会課、社会教育課)
- ⑤高齢者や障害者の仲間づくり、生きがいがづくり、健康づくりを図るため、スポーツ、レクリエーション活動を支援します。(長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、スポーツ健康課)

重点目標3 生涯を通じた女性の健康支援

<現状と課題>

長い人生を健康でいきいきと過ごしていくためには、心と身体の健康づくりが大切であり、女性と男性がそれぞれの身体の特徴を十分理解し合い、お互いに思いやりを持って生きていくことが、男女共同参画社会の前提となります。

いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由や安全な妊娠・出産などの課題を含むリプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の普及啓発に努め、特に女性が自らの身体や健康のために主体的に決めることが尊重され、多様な生き方を選択できる社会環境づくりが必要です。

近年、青少年の性行動が低年齢化・活発化している状況等を踏まえ、生命尊重・人間尊重・男女平等の精神に基づく異性観や自ら考え判断する意思決定の能力を身につけ、望ましい行動を取れるようにするため、性教育を含む健康教育の充実が必要です。

このため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透のための情報や学習機会の提供、周産期医療や相談体制の充実を図ることにより、健康づくりのための環境を整備するとともに、個人の主体的な健康づくりを社会全体で支援していくことが必要です。

<施策の方向>

(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発と支援

- ① リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の社会への浸透を図るため、女性の生涯を通じた健康づくりの情報や学習機会の提供に努めます。(男女共同参画課、健康増進課、スポーツ健康課)
- ② 学校教育及び社会教育等を通じ、健康について自己管理ができるよう普及啓発するとともに、人権の尊重、生命の大切さ、男女平等などの心を養うため、性教育を含む健康教育の充実を図ります。(健康増進課、スポーツ健康課)
- ③ 喫煙、飲酒、摂食障害、薬物乱用、性感染症、HIV/エイズについて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から、正しい知識を学校教育や社会教育の場で普及するとともに、HIV/エイズに関し、予防から診療体制まで総合的に対策を推進します。(男女共同参画課、健康増進課、スポーツ健康課)
- ④ 心身の健康に対して、男女が共に深い関心を持ち、理解を深めるための普及啓発を行うとともに、女性の健康をめぐるさまざまな問題についてライフステージに応じたきめ細かな相談体制の充実を図ります。(健康増進課)
- ⑤ 生涯を通じた健康を支援するための健康づくり推進体制の一層の強化や、健康的な生活習慣の実践などの普及啓発を図るとともに、市町村等の実践活動の支援を行います。(健康増進課、スポーツ健康課)
- ⑥ 女性の健康増進のため、あらゆる年代に応じた女性のスポーツ参加を促進します。(スポーツ健康課)

(2) 母と子の健康の確保

- ① 女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごすことができるよう、社会全体がリプロダクティブ・ヘルス/ライツの大切さを理解し、母子の健康の確保を支援するよう啓発に努めます。(健康増進課)
- ② 妊娠から出産、乳幼児まで一貫して、健康診査、保健指導及び相談、医療援護等の医療サービスの提供が受けられる体制を充実します。(健康増進課)
- ③ 母子の生命や身体への影響が大きい周産期における母子の健康を確保するため、総合周産期医療センターを整備し、周産期医療を充実します。(医務課、健康増進課)
- ④ 県立看護大学等において助産師や保健師等の養成を図り、母子保健医療従事者の資質の向上と充足に努めます。(医務課)

基本目標V 男女共同参画社会づくりの計画的推進

「男女共同参画計画」に盛り込まれた施策は、広範多岐であり、県政全般にわたっています。したがって、この計画に基づく各施策は、総合的かつ効果的に取組を進めることが必要であることから、推進体制を整備・強化するとともに、各施策の適切な進行管理を行うことが重要です。

男女共同参画社会づくりの拠点施設である女性センターは、各種のセミナーや講座を通して県民の意

識啓発に取り組むとともに、男女共同参画社会の実現に向けた積極的な学習や交流、グループ活動の場として大きな役割を果たしてきました。今後、より多くの人が男女共同参画に関心を持つよう、常に時代にあった事業の工夫が必要です。

県民一人ひとりが男女共同参画社会の実現を自らのこととして考え、行動するためには、身近な市町村の果たす役割は重要です。このため、地域の実情に応じ、男女共同参画行政を推進するよう、市町村との連携を保つとともに、必要な支援を行います。

また、自主的に活動をしている各種団体等を通じて、県民一人ひとりの意識改革を進めることも重要であり、特に県、市町村と各種団体等が相互に緊密な連携・協力を図りながら、男女共同参画社会を推進することが重要です。

重点目標1 推進体制の整備・充実

<現状と課題>

県は、男女共同参画社会の形成に向けた各施策の推進にあたっては所管するそれぞれの部署を有機的に結び、着実かつ効率的に進めていくことが必要です。

このため、庁内推進体制である県男女共同参画推進本部を充実するとともに本計画の進行管理を行い、諸施策を着実に推進する必要があります。

また、山梨県男女共同参画審議会の意見や提言を施策に反映する必要があります。

男女共同参画社会づくりの推進拠点である女性センターは、学習、交流、情報提供、相談、調査・研究等の場として多角的に利用され、男女共同参画の普及啓発や課題解決のために重要な役割を果たしてきました。さらに、女性センターで行われた事業の成果や蓄積された情報を、容易に入手できるような工夫が求められています。また、県民ニーズに的確に対応したセンターとするため、効果的な活用を努める必要があります。

男女共同参画社会の実現には、行政に携わる者が男女の人権に対する認識をより高め、その必要性を正しく認識し、その職務にあたる必要があります。

<施策の方向>

(1) 県における推進体制の整備・充実

- ①男女共同参画に関する施策の一体的な推進を図るため、県男女共同参画推進本部における幹事会の定期的な開催など、各部相互の緊密な連携を図り、施策の推進と着実な進行管理に努めます。
(男女共同参画課)
- ②男女共同参画社会の形成に向け、あらゆる施策へ男女平等の視点を反映させるため、各部内に連絡推進体制を設けるなど、相互の情報交換や連携に努めます。(男女共同参画課)
- ③男女共同参画社会の推進のため、県男女共同参画審議会をはじめとする県民の意見を各施策に反映するよう努めます。(男女共同参画課)
- ④計画を着実に推進するため、数値目標を定め進捗状況を把握し、施策の検証・評価を行い、公表します。(男女共同参画課)
- ⑤県の各施策の立案に際し、その施策が男女共同参画に与える影響調査の方法の開発について、国の「男女共同参画影響調査」の研究成果などを参考に組み込みます。(男女共同参画課)

(2) 女性センターを活用した効果的な推進

- ①女性センターを男女共同参画社会づくりの推進拠点として、より一層機能の充実を図ります。
(男女共同参画課)
- ②効率的に男女共同参画社会の形成を進めるため、女性センターや市町村施設等を情報ネットワークで結び、相互の連携を図ります。(男女共同参画課)
- ③女性を取り巻く問題解決のために女性総合相談機能を充実します。(男女共同参画課)
- ④自主講座やセミナーを効果的に実施するため、新たなプログラムの研究・開発、企画・立案等の機能強化を図ります。(男女共同参画課)
- ⑤女性団体等の活動拠点として、施設の利用や情報の提供などの支援を積極的に行います。
(男女共同参画課)
- ⑥男女共同参画に関する情報拠点として、関係図書や統計資料等の提供機能を充実します。
(男女共同参画課)

(3) 職員のジェンダーに敏感な視点の涵養

- ①県の行政全体に男女共同参画の視点を取り入れられるよう、全ての職員を対象に、男女共同参画

について理解を深めるとともに、男女平等の視点を養うための研修機会や情報提供の充実を図ります。(男女共同参画課、人事課)

- ②男女平等の視点をあらゆる施策へ反映させるよう、特に施策の企画・立案に携わる職員の研修機会の充実を図ります。(男女共同参画課)

重点目標2 市町村の推進体制等への支援

<現状と課題>

市町村における男女共同参画計画の策定や推進は、男女共同参画社会基本法で求められており、地域の実情に応じ、男女共同参画社会づくりを進めることが重要です。

県内の31市町村(平成13年12月現在)では、既に計画を策定し推進を図っていますが、全市町村が計画を策定し、積極的な取組を進める必要があります。

このため、県は、市町村の推進体制の充実や関連施策の着実な推進など、市町村における自主的な取組を支援します。また、県民、各種団体、行政機関関係者の連携と情報交換に努め、地域における男女共同参画社会の形成に向けた気運の醸成に努めます。

さらに、県が委嘱する男女共同参画推進リーダーが各市町村において、男女共同参画社会づくりに向け、地域住民とともに活発な活動ができるよう情報の提供や研修会等を開催します。

<施策の方向>

(1)市町村の推進体制への支援

- ①男女共同参画計画の策定を促進するため、男女共同参画担当課長会議の開催、情報提供等、市町村との連携を図り、市町村における推進を積極的に支援します。(男女共同参画課)
- ②男女共同参画計画の推進を図るため、情報の提供、担当者研修会の開催等、市町村に対し積極的に必要な支援をします。(男女共同参画課)

(2)男女共同参画推進リーダーへの支援

市町村における男女共同参画計画策定と推進を図るため、男女共同参画推進リーダーに対する研修会等を実施します。(男女共同参画課)

重点目標3 男女共同参画社会づくりへ向けた各種団体等との連携

<現状と課題>

男女共同参画社会の実現のためには、行政による各種施策の計画的推進とともに県民一人ひとりの意識変革や自主的な行動が重要です。従来においても、県下各地域で開催している男女共同参画に関わる研修会等では、多数の県民の参画を得て、地域における身近な事例や課題を討議するなど男女共同参画社会へ向けてのさまざまな自主的な取組が行われてきました。今後においても、男女共同参画社会の形成を一層促進するため、県下全域において、より多くの県民の参画を得て取り組むことが重要です。

こうしたことから、各種団体やグループ等と相互の連携を強化し、男女共同参画社会に関わる情報の提供、女性団体等のリーダー養成研修会の開催、県民フォーラムの開催など男女共同参画社会の形成に向け、積極的な取組に努めます。

<施策の方向>

(1)各種団体等との連携

女性団体をはじめとする各種団体やグループ、企業等が男女共同参画社会の形成に向け、相互に連携を深め、一体となった活動が円滑に行えるよう支援します。(男女共同参画課)

(2)女性団体への支援

- ①女性団体や自主グループが、その主体性を発揮しながら、組織の力を結集してあらゆる場面で男女共同参画による地域づくりに貢献できるよう、その活動を支援します。(男女共同参画課)
- ②女性の地域活動指導者の資質向上を図るとともに、ジェンダーに敏感な視点を定着させるための研修や交流会を開催します。(男女共同参画課)

山梨県男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会づくりに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、山梨県男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(本部の構成)

第2条 本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員で構成する。

2 本部長には知事を、本部長代理には副知事を、副本部長には県民室長を、本部員には別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第3条 本部会議は、次の事項を協議する。

- (1) 男女共同参画の推進に係わる基本的かつ総合的な計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に係わる施策の総合調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関すること。

2 本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

(幹事会)

第4条 本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成し、次の事項を所掌する。

- (1) 本部会議に付議する事項の整理及び本部会議から指示された事項の調査・検討に関すること。
- (2) 男女共同参画推進員として各部局間の関連施策の調整・推進に関すること。

3 幹事会に幹事長を置き、企画部県民室次長をもって充てる。

4 幹事会は幹事長が招集し、掌理する。

(部会)

第5条 本部に次の部会を置く。

2 部会は、別表3に掲げる職にある者をもって構成し、次の事項を所掌する。

幹事会に付議する事項及び幹事会から指示された事項の調査・検討に関すること。

3 部会に部会長を置き、男女共同参画課長をもって充てる。

4 部会は部会長が招集し、掌理する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、企画部県民室男女共同参画課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、副本部長が別に定める。

附則 この要綱は、平成10年4月22日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年7月12日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月19日から施行する。

別表1 (本部の構成)

本部長	知事
本部長代理	副知事
副本部長	県民室長
本部員 14名	出納長、公営企業管理者、教育長、政策秘書室長、企画部長、総務部長、福祉保健部長、森林環境部長、商工労働部長、観光部長、農政部長、土木部長、警察本部長、林務長

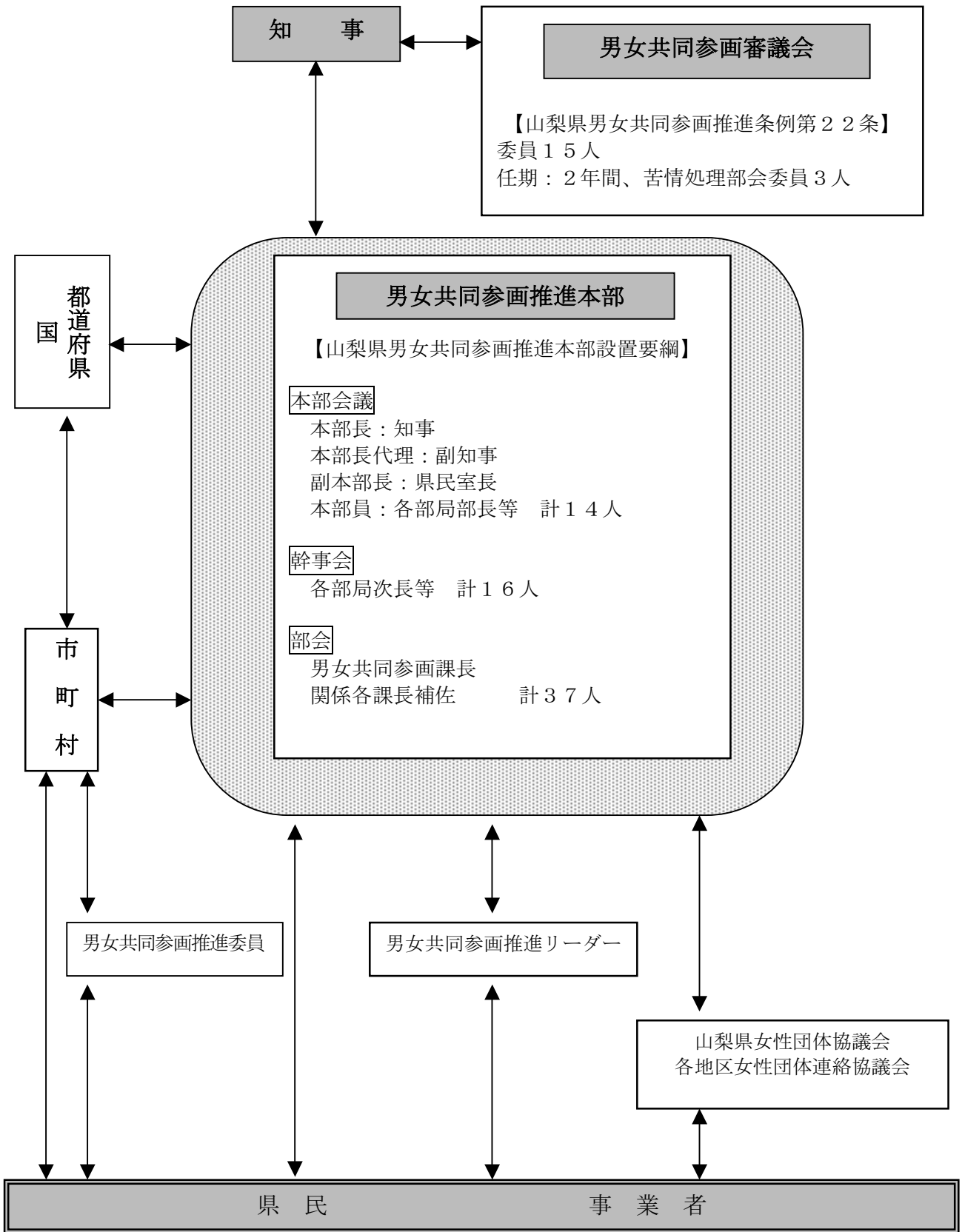
別表2 (幹事会の構成) 16名

<p>企画部次長、総務部次長、福祉保健部次長、森林環境部次長、商工労働部次長、観光部次長、農政部次長、土木部次長、出納局長、企業局次長、教育委員会事務局教育次長、警察本部警務部参事官、企画部県民室次長、議会事務局次長、人事委員会事務局次長、労働委員会事務局次長</p> <p>※次長が複数置かれている部の次長にあつては、当該部の部長が指定する者とする。</p>
--

別表3 (部会の構成) 37名

<p>1 男女共同参画課長</p> <p>2 広聴広報課、企画課、新行政システム課、県民生活課、生涯学習文化課、青少年課、国際課、人事課、私学文書課、市町村課、消防防災課、福祉保健総務課、長寿社会課、国保援護課、児童家庭課、障害福祉課、医務課、健康増進課、森林環境総務課、循環型社会推進課、林業振興課、商工総務課、労政雇用課、職業能力開発課、観光企画課、農政総務課、農業技術課、土木総務課、住宅課、企業局総務課、教育委員会総務課、義務教育課、高校教育課、社会教育課、スポーツ健康課、警務部警務課企画室の総括課長補佐、課長補佐等の職にある者のうち1名</p> <p>なお、課長補佐が複数置かれている課の課長補佐にあつては、当該課の課長が指定する者とする。</p>
--

山梨県男女共同参画推進体制



4 行政担当窓口、相談窓口等（特に記載がない場合は、年末年始を除く）

■平成19年度市町村男女共同参画行政担当窓口

市町村名	担当部署・係		住 所		電話番号
甲 府 市	男女共同参画課	男女共同参画係	〒400-8585	甲府市丸の内1-18-1	055-237-1161(代)
富 士 吉 田 市	男女共同参画推進室	-	〒403-8601	富士吉田市下吉田1842	0555-22-1111(代)
都 留 市	政策形成課	政策担当	〒402-8501	都留市上谷1-1-1	0554-43-1111(代)
山 梨 市	総合政策課	政策推進担当	〒405-8501	山梨市小原西955	0553-22-1111(代)
大 月 市	市民生活課地域協働推進室	地域支援担当	〒401-8601	大月市大月2-6-20	0554-22-2111(代)
韭 崎 市	企画財政課	企画推進担当	〒407-8501	韭崎市水神1-3-1	0551-22-1111(代)
南アルプス市	市民生活課	市民参画担当	〒400-0395	南アルプス市小笠原376	055-282-6493
北 杜 市	地域創造課	男女共同参画推進担当	〒408-0188	北杜市須玉町大豆生田961-1	0551-42-1323
甲 斐 市	企画課	企画担当	〒400-0192	甲斐市篠原2610	055-2786-1662
笛 吹 市	市民生活支援課	市民活動支援担当	〒406-8585	笛吹市石和町市部777	055-262-4111(代)
上 野 原 市	総務課	行政防災担当	〒409-0192	上野原市上野原3832	0554-62-3117
甲 州 市	市民生活課	市民参画・協働担当	〒404-8501	甲州市上於曾1040	0553-32-5068
中 央 市	政策秘書課	企画政策担当	〒409-3892	中央市臼井阿原301-1	055-274-8512
市 川 三 郷 町	企画課	企画政策係	〒409-3601	市川三郷町1790-3	055-272-1103
増 穂 町	町民生活課	生活推進係	〒400-0592	増穂町天神中条1134	0556-22-7209
鯉 沢 町	総務課	企画情報係	〒400-0695	鯉沢町1599-5	0556-22-2151
早 川 町	総務課	庶務担当	〒409-2732	早川町高住758	0556-45-2511
身 延 町	政策室	企画政策担当	〒409-3392	身延町切石350	0556-42-4801
南 部 町	総務課	総務係	〒409-2192	南部町福士28505-2	0556-66-3401
昭 和 町	企画行政課	企画係	〒409-3880	昭和町押越542-2	055-275-8154
道 志 村	総務課	総務係	〒402-0209	道志村6181-1	0554-52-2111
西 桂 町	総務課	総務係	〒403-0022	西桂町小沼1501-1	0555-25-2121
忍 野 村	総務課	行政総務係	〒401-0592	忍野村忍草1514	0555-84-7791
山 中 湖 村	総務課	女性政策係	〒401-0595	山中湖村山中237-1	0555-62-1111
鳴 沢 村	総務課	総務係兼電算係	〒401-0398	鳴沢村1575	0555-85-2311
富士河口湖町	教育委員会生涯学習課	男女共生・国際係	〒401-0301	富士河口湖町船津1700	0555-72-6053
小 菅 村	教育委員会	-	〒409-0211	小菅村4698	0428-87-0111
丹 波 山 村	教育委員会	-	〒409-0305	丹波山村890	0428-88-0211

■女性に関する相談

相談内容	名 称	住 所	電話番号	受 付 時 間 等
女性に関する相談全般	山梨県女性相談所	〒400-0005 甲府市北新1-2-12 福祉プラザ2F	055-254-8635	電話・面接相談 平日 9:00~17:00
	山梨県男女共同参画推進センター びゅあ総合	〒400-0862 甲府市朝氣1-2-2	055-237-7830	※いづれも火~日・祝 電話相談 9:00~17:00 面接相談 9:00~16:00
	甲府市女性総合相談室	〒400-0032 甲府市中央1-5-2 甲府銀座ビル こうふアルジャン4F	055-223-1255	平日 13:00~19:00 土・日・祝 9:00~16:00
	富士吉田市社会福祉事務所	〒403-8601 富士吉田市下吉田1900-1 市社会福祉協議会内	0555-24-2940	月・水・金 9:00~16:00

※上記以外にも市役所、町村役場に相談に応じる窓口がありますので、各市町村にお問い合わせください。

■男女共同参画の推進に関する相談

相談内容	名 称	住 所		受 付 時 間 等
男女共同参画の推進に関する相談	山梨県男女共同参画推進センター びゅあ総合	〒400-0862 甲府市朝気1-2-2	055-237-7830	火～日・祝 9:00～17:00
	山梨県男女共同参画推進センター びゅあ峡南	〒409-2305 南部町内船9353-2	0556-4-4777	
	山梨県男女共同参画推進センター びゅあ富士	〒402-0052 都留市中央3-9-3	0554-45-1666	

※上記以外にも市役所、町村役場に相談に応じる窓口がありますので、各市町村にお問い合わせください。

■女性の健康・不妊に関する相談

相談内容	名 称	住 所	電話番号	受 付 時 間 等
女性の健康に関する相談	女性健康相談センター「ルピナス」	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	055-223-1496 専用電話 055-223-2210	電話相談 毎週木(祝日、年末年始を除く) 15:00～19:00 面接相談 第1・第3木曜(要予約)
不妊に関する相談・情報提供	不妊相談センター「ルピナス」	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	055-223-1496 専用電話 055-223-2210	電話相談 毎週水(祝日、年末年始を除く) 15:00～19:00 面接相談 第2・第3・第4水曜(要予約)

■配偶者等からの暴力(DV)・セクハラ等に関する相談

相談内容	名 称	住 所	電話番号	受 付 時 間 等
配偶者等からの暴力に関する相談	配偶者暴力相談支援センター (女性相談所)	〒400-0005 甲府市北新1-2-12 福祉プラザ2階	055-254-8635	電話・面接相談 平日 9:00～17:00
	配偶者暴力相談支援センター (男女共同参画推進センターびゅあ総合)	〒400-0862 甲府市朝気1-2-2	055-237-7830	※いずれも火～日・祝 電話相談 9:00～17:00 面接相談 9:00～16:00
	女性の人権ホットライン (甲府地方方法務局人権擁護課)	〒400-8520 甲府市北口1-2-19	0570-070-810	電話相談 平日 8:30～17:15 面接相談 平日 9:00～16:00
心の電話相談室 (ストレスダイヤル)	精神保健福祉センター	〒400-0005 甲府市北新1-2-12	055-254-8700	平日 9:00～16:00 平日夜間 16:30～21:15 休日祝祭日 11:00～19:30
職場におけるセクシュアル・ハラスメント相談	山梨労働局雇用均等室	〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11	055-225-2859	平日 8:30～17:15
性犯罪110番	山梨県警察	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	055-224-5110 FAXも同じ番号	平日 8:30～17:30 FAX 24時間受付
人権に関わる相談	甲府地方方法務局人権擁護課	〒400-8520 甲府市北口1-2-19	055-252-7239	平日 8:30～17:00
	甲府地方方法務局躰沢支局	〒400-0601 南巨摩郡躰沢町字大法師2543-4	0556-22-0148	
	甲府地方方法務局大月支局	〒401-0012 大月市御太刀2-8-10	0554-22-0799	
いじめ相談	子どもの人権110番	〒400-8520 甲府市北口1-2-19	055-252-0110	
訴訟支援に関する相談	甲府公証役場	〒400-0024 甲府市北口1-1-8	055-252-7752	
	大月公証役場	〒401-0012 大月市御太刀1-2-14	0554-23-1452	

■県・市福祉事務所

相談内容	名 称	住 所	電話番号	受 付 時 間 等
	中北保健福祉事務所	〒400-8543 甲府市太田町9-1	055-237-1381	平日 8:30-17:00
	中北保健福祉事務所峡北支所	〒407-0024 韮崎市本町4-2-4	0551-23-3074	
	峡東保健福祉事務所	〒405-0003 山梨市下井尻126-1	0553-20-2750	
	峡南保健福祉事務所	〒400-0601 南巨摩郡皷沢町771-2	0556-22-8145	
	富士・東部保健福祉事務所	〒403-0005 富士吉田市上吉田1-2-5	0555-24-9032	
	甲府市福祉事務所	〒400-8585 甲府市丸の内1-18-1	055-237-1161	
	富士吉田市福祉事務所	〒403-8601 富士吉田市下吉田1842	0555-24-5294	
	都留市福祉事務所	〒402-0051 都留市下谷2516-1	0554-46-5112	
	山梨市福祉事務所	〒405-8501 山梨市小原西955	0553-22-1111	
	大月市福祉事務所	〒401-8601 大月市大月2-6-20	0554-22-2111	
	韮崎市福祉事務所	〒407-8501 韮崎市水神1-3-1	0551-22-1111	
	南アルプス市福祉事務所	〒400-0395 南アルプス市小笠原376	055-282-1111	
	北杜市福祉事務所	〒408-0188 北杜市須玉町大豆生田961-1	0551-42-1331	
	甲斐市福祉事務所	〒400-0193 甲斐市島上条1248	055-277-3114	
	笛吹市福祉事務所	〒406-0031 笛吹市石和町市部800	055-262-1271	
	上野原市福祉事務所	〒409-0192 上野原市上野原3832	0554-62-3111	
	甲州市福祉事務所	〒404-8501 甲州市塩山上於曾1040	0553-32-5067	
	中央市福祉事務所	〒409-3893 中央市成島2266	055-274-8544	

■自立支援等に関する相談

相談内容	名 称	住 所	電話番号	受 付 時 間 等
就労に関すること	職業安定所(ハローワーク)			
	甲府公共職業安定所	〒400-0851 甲府市住吉1-17-5	055-232-6060	
	富士吉田公共職業安定所	〒403-0014 富士吉田市竜ヶ丘2-4-3	0555-23-8609	
	〃 (大月出張所)	〒401-0013 大月市大月3-2-17	0554-22-8609	
	〃 (都留出張所)	〒402-0051 都留市下谷3-7-31	0554-43-5141	
	塩山公共職業安定所	〒404-0042 甲州市塩山上於曾1777-1	0553-33-8609	
	韮崎公共職業安定所	〒407-0015 韮崎市若宮1-10-41	0551-22-1331	
	皷沢公共職業安定所	〒400-0601 南巨摩郡皷沢町1215	0556-22-8689	
	〃 (身延出張所)	〒409-2411 南巨摩郡身延町丸滝426	0556-62-1065	
	ハローワークプラザ甲府 ※【マザーズサロン併設】	〒400-0031 甲府市丸の内2-14-13 ダイヤビル3F	055-226-8609	平日 9:30-18:00
再就職準備支援、育児、介護、家事情報	(財)21世紀職業財団山梨事業所	〒400-0031 甲府市丸の内2-30-2 甲府第一生命ビル2F	055-236-5271	
県営住宅入居に関すること	山梨県住宅供給公社	〒400-0031 甲府市丸の内1-10-5	055-237-1647	
雇用対策に関すること	山梨労働局職業安定部	〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11	055-225-2857	平日 8:30-17:15
男女の雇用機会均等、育児・介護休業に関すること	山梨労働局雇用均等室	〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11	055-225-2859	
総合労働相談に関すること	山梨労働局企画室	〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11	055-225-2851	
労働条件、安全衛生、賃金、労災補償に関すること	山梨労働局労働基準部	〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11	055-225-2853	
内職・法律相談	県民生活センター	〒400-8501 甲府市丸の内1-8-5 県民情報プラザ2F	055-223-1366	
法律に関する相談	法テラス山梨 (日本司法支援センター山梨地方事務所)	〒400-0032 甲府市中央1-12-37 IRIXビル1F、2F	050-3383-5411	平日 9:00~17:00

■男女共同参画に関する苦情処理

相談内容	名 称	住 所	電話番号	受 付 時 間 等
男女共同参画に関する県の施策について	山梨県男女共同参画審議会	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	055-223-1358	原則書面で申し出る

◆やまなし女性の応援サイト

<http://www.pref.yamanashi.jp/challenge/index.php>

◆やまなし子育てネット

<http://www.pref.yamanashi.jp/kosodate/index.jsp>